

宮ノ本遺跡

太宰府町の文化財

第3集

1980

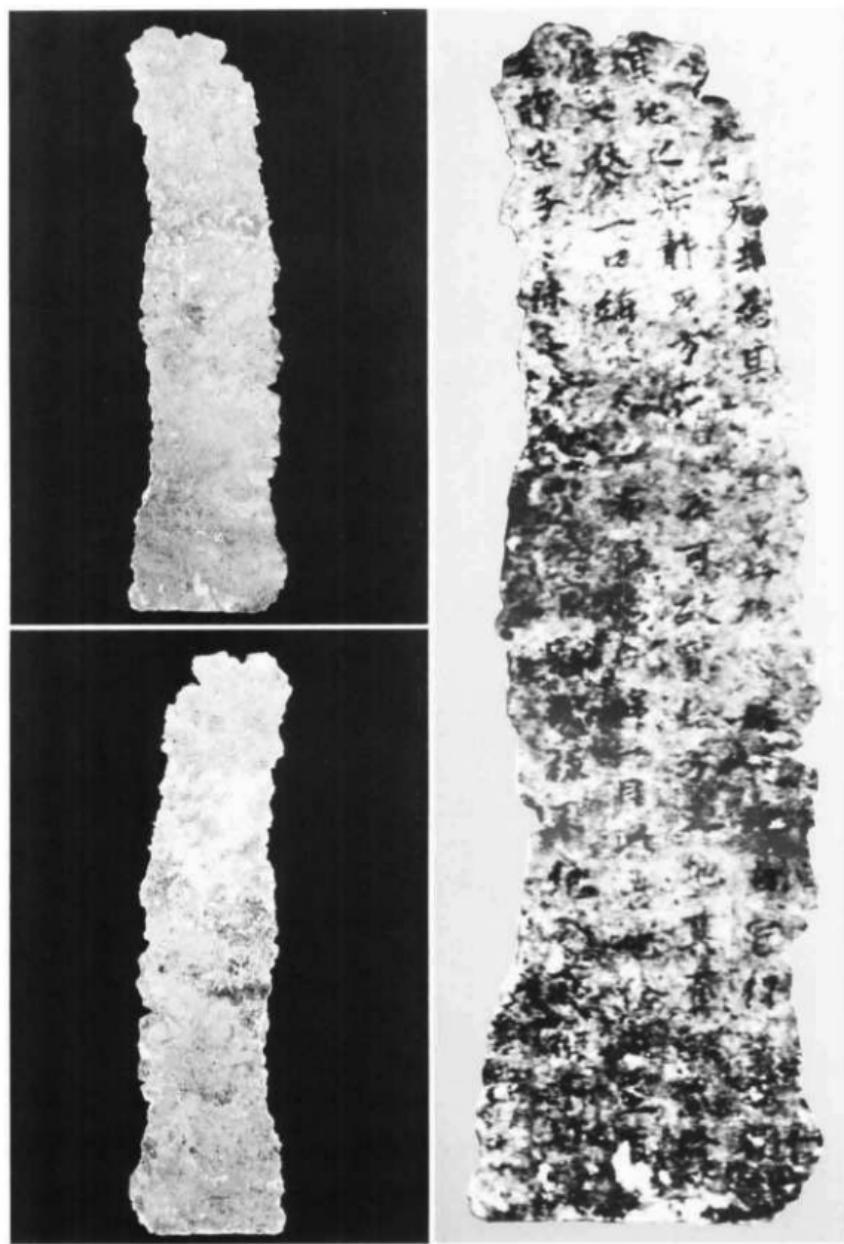
太宰府町教育委員会

宮ノ本遺跡

福岡県筑紫郡太宰府町大字向佐野所在遺跡の調査概要

1980

太宰府町教育委員会



1号墓買地券（左）赤外線写真（右）赤外線テレビカメラ使用

序

宮ノ本遺跡は太宰府町立第5小学校の建設予定地に所在した遺跡で、このほど事前の発掘調査を終え、この報告書を刊行することとなりました。調査地は国指定の大宰府政府跡などから隔たった地域であるとはいえ、国指定に匹敵する重要な遺物の発見をまのあたりにし、驚嘆いたしました。これらの事実を1人でも多くの人々に伝えたく考え、遺構の一部を保存し、箱式石棺1基を太宰府町立水城西小学校の庭園に移築、復原するなどの方針をとってまいりました。やむをえず記録保存にとどめた部分については、不十分ながら本書に簡単な概要を記録いたしましたので、一般に活用されることを期待しております。

発掘調査にあたっては九州歴史資料館や県文化課をはじめ奈良国立文化財研究所や京都大学教授・岸俊男先生など多くの方々にご指導とご助力をいただきました。また、地元の方々には連日の作業にたゞさわっていただき、深くお礼申し上げます。

太宰府町教育委員会

教育長 陶山 直次郎

例　　言

☆ 本書は太宰府町が国・県費の補助を受けて実施した福岡県筑紫郡太宰府町大字向佐野に所在する宮ノ本遺跡の発掘調査の概要である。

☆ 発掘調査の組織および関係者は次のとおりである。

総括	太宰府町教育委員会 教育長	陶山直次郎
庶務	同　社会教育課長	木本茂
	同　社会教育課文化財係長	鬼木富士夫
	同　社会教育課文化財係	伊藤博幸
	同	川崎清
調査担当者	福岡県教育庁管理部文化課技師	中間研志
	九州歴史資料館調査課主任技師	高倉洋彰
	太宰府町教育委員会社会教育課文化財係	山本信夫
期間中に福岡県教育庁文化課の川述昭人・橋口達也・馬田弘穂・酒井仁夫の諸氏から発掘調査および実測についてご協力を受けた。		
写真	九州歴史資料館学芸二課主任技師	石丸洋
保存科学	同	横田義章
指導助言	九州大学文学部助教授（考古学）	西谷正
買地券の解説	奈良国立文化財研究所	
	京都大学教授	岸俊男
	九州歴史資料館調査課	倉住靖彦
人骨鑑定	九州大学医学部教授（解剖学）	永井昌文

発操作業参加者

太宰府町大字水城、国分、吉松、大野城市大字下大利、筑紫野市大字杉塚に在住される人々。

遺物の整理、復原

川崎清・井上トシ子・松浦敏子・田崎道子

その他、鏡山猛・藤井功・横山浩一・久保園達夫・渡辺正氣・石松好雄・森田勉・横田賢次郎・高橋章・宮小路賀宏・栗原和彦・井上裕弘・沢田康夫の各諸先生、諸氏には期間中に貴重な助言などをいただいた。

☆ 本書の執筆分担

I～III, IV [2] …山本信夫 IV 1 ……高倉洋彰 IV [1](2) ……横田義章
IV [1](3) ……中間研志 編集……………山本信夫
IV [1](2) は氏の『九州歴史資料館研究論集』6に掲載した報文をいただいた。遺物の写真撮影はすべて石丸洋氏による。表題文字は木本茂氏による。

☆ 遺構の実測は各調査員が分担し、遺物の実測は山本が行なった。本文中、各図の右下部のくは原図作成者を示し、製図は山本が行なった。

目 次

I 位置と環境.....	1
II 調査経過.....	2
III 遺跡.....	4
[1]古墳の調査.....	4
(1) 1号墳.....	5
① 外部施設.....	5
② 第1主体.....	6
③ 第2主体.....	6
(2) 2号墳.....	7
① 外部施設.....	7
② 主体.....	7
(3) 3号墳.....	8
① 外部施設.....	8
② 主体.....	8
(4) 4号墳.....	9
① 外部施設.....	9
② 主体.....	9
(5) 5号墳.....	10
① 外部施設.....	10
② 第1主体.....	10
③ 第2主体.....	10
(6) 6号墳.....	11
① 外部施設.....	11
② 主体.....	11
③ 人骨.....	11
(7) 1号石棺墓.....	12
(8) 1号土塚墓.....	12
(9) 古墳群出土遺物.....	12
① 土器.....	12
② 珠文鏡.....	13
③ ガラス小玉.....	14
[2]窓跡の調査.....	15
(1) 1号窓.....	15

① 構造	15
② 出土遺物	15
(2) 2号窯	16
① 構造	16
② 出土遺物	16
(3) 3号窯	17
① 構造	17
② 出土遺物	18
[3]墳墓の調査	19
(1) 1号墓	19
① 外部施設	19
② 主体	20
(2) 2号墓	21
① 外部施設	21
② 主体	22
③ 出土遺物	23
④ S X15	24
(3) 3号墓	25
① 主体	25
② 出土遺物	26
(4) 4号墓	26
[4]その他の遺構と遺物	28
(1) 1号住居跡	28
(2) SK12	28
(3) その他の遺構	29
(4) 遺物	31
IV おわりに	32
[1]遺物	32
(1) 宮ノ本1号墓出土の買地券	32
(2) 宮ノ本発見の買地券判読次第	39
(3) 3号窯副葬鏡片について	40
[2]遺構のまとめ	44
(1) 古墳群について	44
(2) 窯跡について	45
(3) 墳墓について	46
(4) その他の遺構について	49

I. 位置と環境 (Fig1)

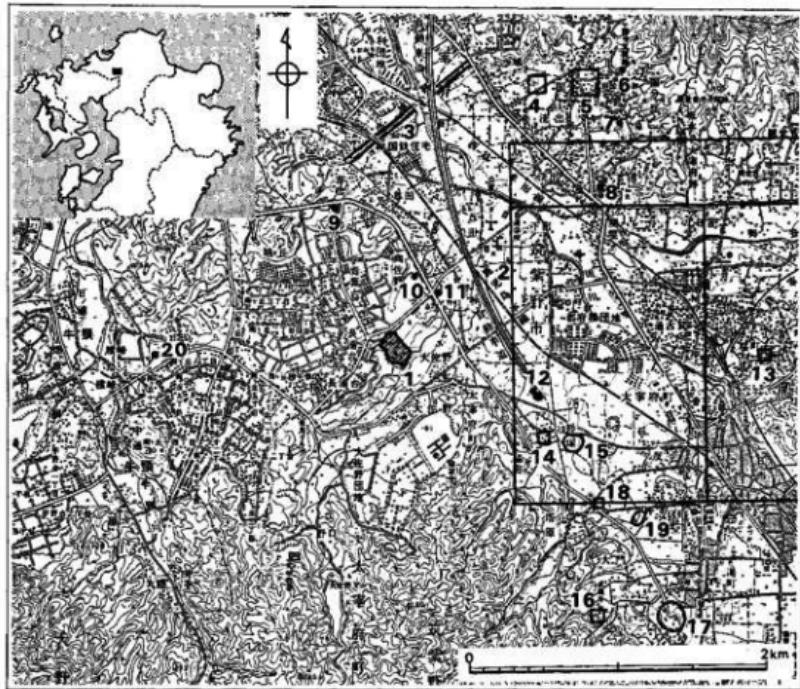


Fig. I 主要遺跡分布図

- 1. 宮ノ本遺跡 2. 大宰府条坊跡 3. 水城跡 4. 國分尼寺跡
- 5. 國分寺跡 6. 國分寺瓦窯跡 7. 御笠川印出土地 8. 遺賀印出土地
- 9. 神ノ前御跡 10. 長瀬御跡 11. 向佐野御跡 12. 筑紫古墳 13. 船着寺跡 14. 杉塚鬼寺跡
- 15. 唐人冢遺跡 16. 武藏寺跡 17. 道場山遺跡 18. 塔ノ原鬼寺跡 19. 横田山遺跡
- 20. 平田窯跡

宮ノ本遺跡の所在地は福岡県筑紫都太宰府町大字向佐野字宮ノ本・長浦・日焼にわたっており、その名称は小字の一つ宮ノ本に統一した。遺跡地は背振山地から東方へはりだした山麓部末端の、標高70mを最高所とした丘陵に立地する。地表近くの地質は花崗岩の風化したバイラン土である。遺跡地の東方に接する平野は、北へひらく福岡平野あるいは南へのびる筑紫平野の夫々の境にあたるところで東方は宝満山（標高869m）、大城山（標高410m）、西方は背振山麓にはさまれ、帯状に南北に細長く続いているが、御笠川の上流に沿って東方にも入り込み、そのため東西2.6km、南北2.4kmほどの平面空間となっている。東西24坊、南北22条におよぶ条坊制はこの一帯に施行されたと推定されているが、現在ではその上に新しく道路、街並ができる、当時のおもかげを知ることは困難である。条坊の北端部は大城山山麓の微高地で、律令時代に西海道九国三島の統轄として機能した大宰府政庁と、その関連遺跡が位置している。政庁跡から宮ノ本遺跡は西南方向に約2.3kmの

地点で条坊外にある。大城山の西側山麓部から背振山麓の方へ狭小な平野を横断し、延長1kmにわたる水城跡は天智3年（664）に築造された。現在では帶状に続くこんもりとした森となって残っている。大城山山頂の東方にある四王寺の集落を中心として、周囲5.2kmにわたり数峰を土壁で連鎖する大野城がある。大宰府政府から2km北方の山中にあたり天智4年（665）に築城されたものであるが、水城跡とともに大宰府の軍事、防衛施設の1つに数えられる。いっぽう、宮ノ本遺跡の東南方は、開発工事に先立ち弥生～歴史時代におよぶ遺跡群の調査も行なわれた。そのおもなものに剣塚⁽¹⁾前方後円墳、唐人塚⁽²⁾、道場山⁽³⁾、柄田山遺跡⁽⁴⁾、杉塚廃寺⁽⁵⁾、塔ノ原廃寺⁽⁶⁾などがある。西方から北西方にわたる丘陵地帯にも6～8世紀の須恵器窯跡が多く発見されている。向佐野、長浦、神ノ前⁽⁷⁾、野添、大浦窯などであるが、神ノ前、大浦窯では瓦も生産されている。近年はこれらの地域一帯にも住宅建設が押し寄せ、多くの遺跡を失なったことは残念である。

註

- (1) 石山歎ほか『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』X X IV 福岡県教育委員会 1978
- (2) 川述昭人ほか『』 同 ⁸X VII 同 1977
- (3) 川述昭人ほか『』 同 ⁸X X V 同 1978
- (4) 栗原和彦ほか『』 同 ⁸VI 同 1975
- (5) 山村淳彦ほか「杉塚廃寺」『筑紫野市文化財調査報告書』第4集 筑紫野市教育委員会 1979
- (6) 小田富士雄ほか「塔原廃寺」『福岡県文化財調査報告書』第35集 福岡県教育委員会 1967
- (7) 高橋章ほか「向佐野・長浦窯跡の調査」『前掲(4)』所収
- (8) 酒井仁夫ほか「神ノ前窯跡」『太宰府町文化財調査報告書』第2集 太宰府町教育委員会 1979
- (9) 小田富士雄ほか「野添・大浦窯跡群」『福岡県文化財調査報告書』第43集 福岡県教育委員会 1970

II. 調査経過

宮ノ本遺跡の周辺部については、1978年度に太宰府町が行なった分布調査で数箇所の遺物散布地が知られていたのみで、宮ノ本遺跡そのものについてはおい繁る雑木のために詳細は不明であり、遺跡として未登録であった。1979年度になってこの地に小学校の新設計画がもちあがり、9月に入って丘陵の頂上から造成にかかったところ、9月14日に箱式石棺が一基（後述の4号墳主体部）露出したため工事を中止し、県文化課と九州歴史資料館の協力のもとに、9月25日から緊急に発掘調査を開始することとなった。10月29日には墳墓の1つから舉塙のある1枚の金属板を出土した。この金属板は解説作業を進めていく段階で、日本ではまれな鉛製の買地券であることが判明した。その経過については本文のIV(1)(2)に詳しく述べられている。このような大きな成果をおさめて12月7日に調査を完了した。現在、町はこの成果を考慮して、買地券については九州歴史資料館に保存、管理を委託し、また、買地券の出土した墳墓については周辺一帯を保存する方針をとることに決定した。

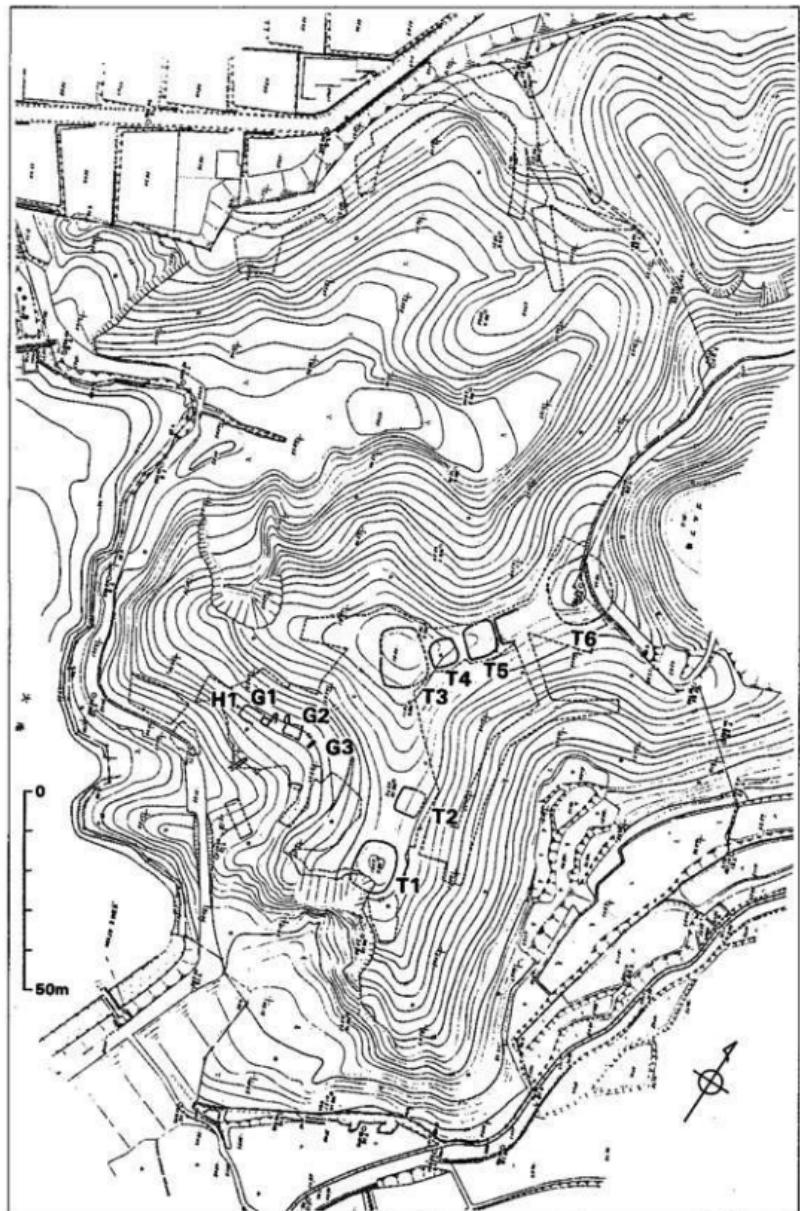


Fig. 2 造跡全体図 T・古墳 H・住居跡 G・墳墓 ■ 発掘部分

III. 遺跡 (Fig 2)

学校用地内の南半部に古墳6基、窯跡3基、墳墓4基、住居跡1基その他が認められた。北半部はトレンチ調査を行なったが遺構は認められなかった。

(1) 古墳の調査

1～6号墳は丘陵の尾根上に並ぶが、中でも1、3、6号墳は尾根の各頂点を占地する。配列からみて1、2号墳と3～6号墳の2群に分けられる可能性がある。2、4、5号墳については削平をうけているので、墳丘の盛土については明らかでなく方形周溝塗あるいは方形（墳丘）墓に含める。

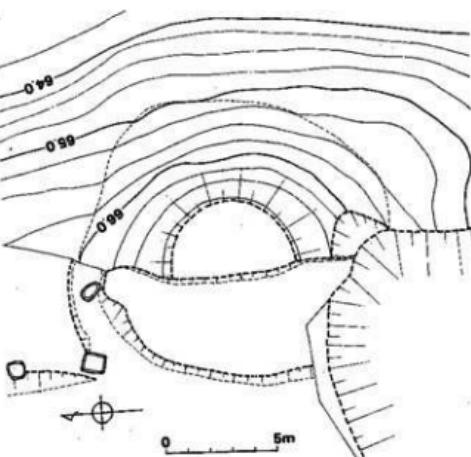


Fig. 3 1号墳墳丘地形図 (1/250) 〈川端・森田・山本・中村図〉

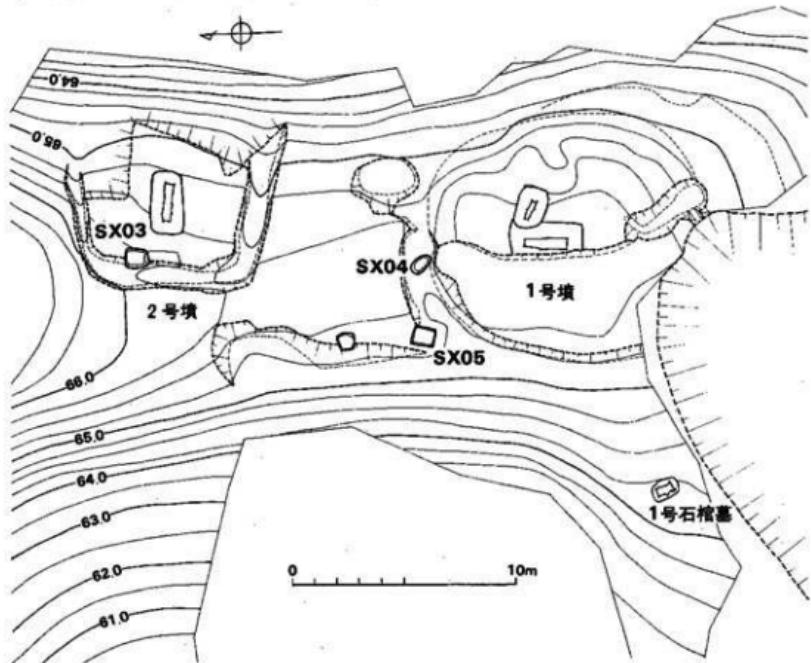


Fig. 4 1・2号墳地形図・発掘後 (1/250)

〈高木・中間・山本図〉

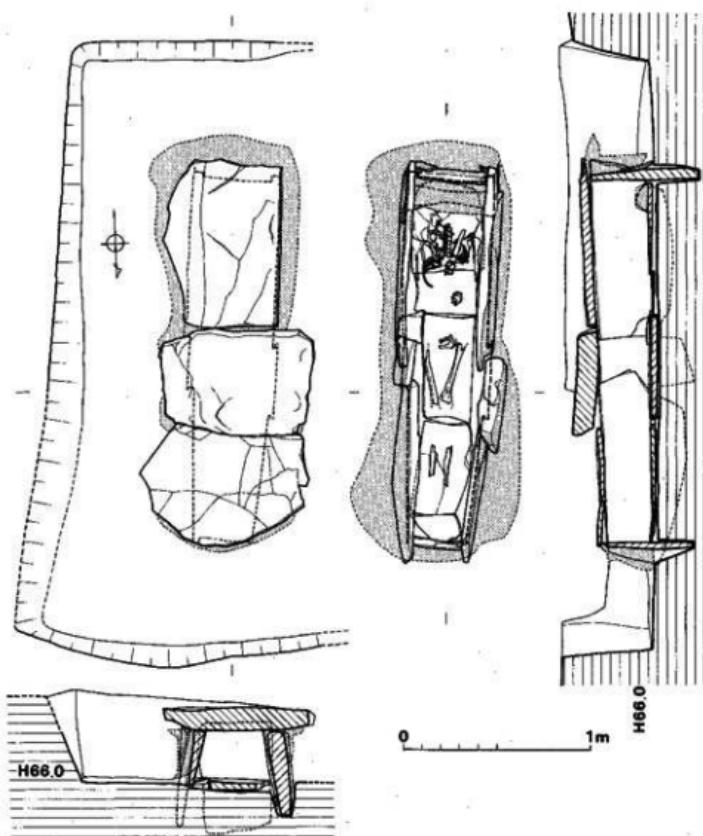


Fig. 5 1号墳第1主体 (1/30)

(中間・横口図)

(1) 1号墳 (Fig 3, 4, 7, Pl. 2, 3)

① 外部施設

東西11m、南北12m（周溝を含まない）の方墳と思われ、四隅は丸味をおびる。墳丘は南西と西側部分を削平されるが、残存する北側部分では地山削り出しと盛土によって築く。削り出しあは0.2～0.6mあり、盛土は最大0.6mの簡単な積み方である。周溝は墳裾の北側のみに認められ、尾根線上に対しても巾1.5mで直角に掘り切りされる。主体部は2基認められたが、いずれも墳丘盛土の上からつくられており、第2主體が第1主體より新しい。溝の埋没後にSX 04, 05が新しく切る。

② 第1主体 (Fig 5, Pl. 3)

墳丘の中心に最初に埋葬された成人用の箱式石棺である。棺の床面の長さは1.9m、南側の巾は0.47m、北側の巾は0.32m、深さは0.25~0.3mで南側を頭部とし、床面に粘土で枕をつくる。石材は2種類用いられる。板状節理を有する泥板岩質のものは側板に1枚、天井に2枚、床の部分に使用され、他は花崗岩が用いられる。棺の組立ては木口板を側板で挟む形式をとり、側板、木口板をそろえるため墓壙底を一部、掘り凹める。また、

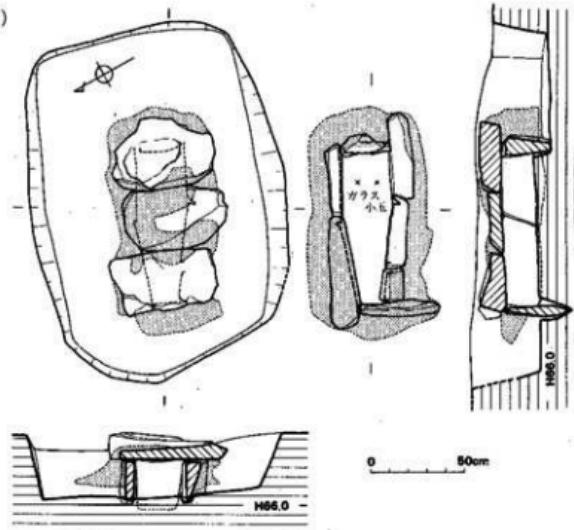


Fig. 6 1号墳第2主体 (1/30)

(中間図)

棺外部から小石材で部分的に裏ごめを行なっている。棺内には赤色顔料が塗布され、伸展骨で50才前後の男性成人骨が一部残存していたが、副葬品は認められない。

③ 第2主体 (Fig 6, Pl. 3)

小児用の箱式石棺である。第1主体を避けて墳丘の北東寄りにつくるが、第2主体の墓壙が第1主体の墓壙を一部切る。棺の床面の長さは0.8m、東南側の巾は0.26m、西北側の巾は0.15mと狭く、深さは0.18mである。石材に花崗岩を用い、棺の組立ては墓壙底を一段凹めて側板、木口板の上端をそろえる。東南側は側板が木口板を挟む形式であるが、西北側は側板と木口板の三面をT字形に組む。棺内には赤色顔料が塗布される。

(遺物出土状態)

東南側の木口に近い床面で副葬品としてガラス小玉が4個出土した。頭部の南側と推定される。

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 木の板 | 8. 灰褐色土 |
| 2. 黄土 | 9. 黑灰褐色砂質土 |
| 3. ピンク色粗砂 | 10. 茶褐色灰土 |
| 4. * 黄砂質土 | 11. 明黄色灰砂質土 |
| 5. 黄褐色土 | |
| 6. 明黄色砂質粘土 | |
| 7. 黑灰色砂質土 | |

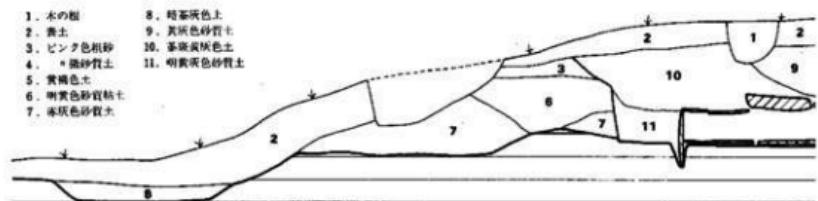


Fig. 7 1号墳土層図 (1/50)

(山本図)

(2) 2号墳
(Fig4, Pl.2, 4)

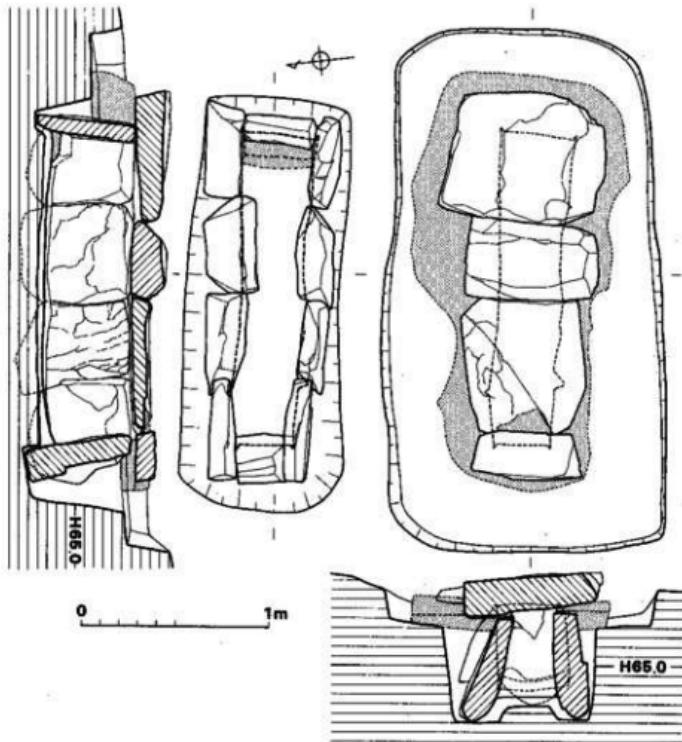


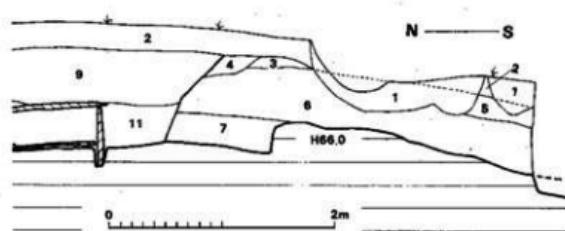
Fig. 8 2号墳 主体 (1/30)

(酒井作)

灰色土が乗り、盛土された可能性を残す。南側の溝内で土師器の壺破片と小型丸底壺が出土した。壺は非常に軟質であり取り上げに失敗した。S X03は溝の埋没後に新しく切る方形ピットである。

② 主体 (Fig 8, Pl. 4)

成人用の箱式石棺である。棺の床面の長さは1.63m、東側の巾は0.39m、西側の巾は0.3m、深さは0.45



mである。東側を頭部とし床面に黄白色粘土で枕をつくる。棺の組立ては木口板を側板が挟む形式のもので、墓壙底を一段掘り凹め、側板、木口板の上端をそろえる。石材に花崗岩を使用している。底面は地山に黄褐色砂質土を若干埋めている。

(3) 3号墳 (Fig 9, Pl. 4)

① 外部施設

墳裾のごく一部を残し地山面に達する削平を受けているために、墳形、規模などは不明の点が多く、盛土の墳丘を有していたことだけはかろうじて認められた。墳形については南側斜面に直角に曲がる地山の段を検出しているので、盛土、削り出しを併用した方墳の可能性がある。

② 主体 (Fig 10, Pl. 5)

削平されて底部を残すのみであるが、小形の割竹形木棺と推定される。中央に断面が半円状を呈する長方形の凹みがあり、この部分全面に赤色顔料が認められた。両端部は黒色粘土でうら込めされているところから、木棺の長さは1.85m、巾は0.3m以上と思われる。副葬品は出土していないが、北側の一部は平安時代頃の掘り込みにより壊されているので、この部分に副葬品があった可能性もある。

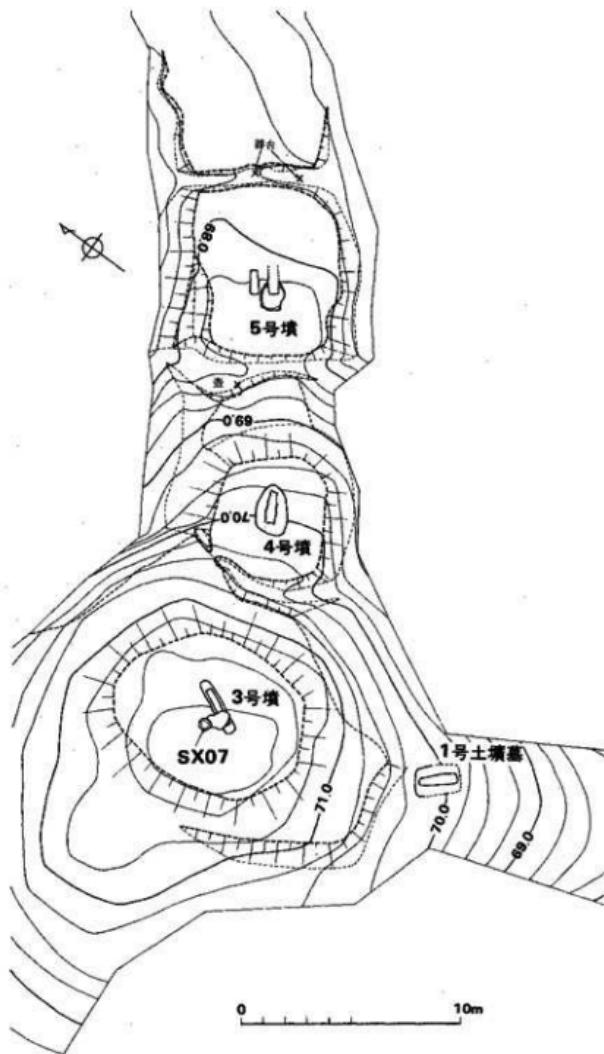
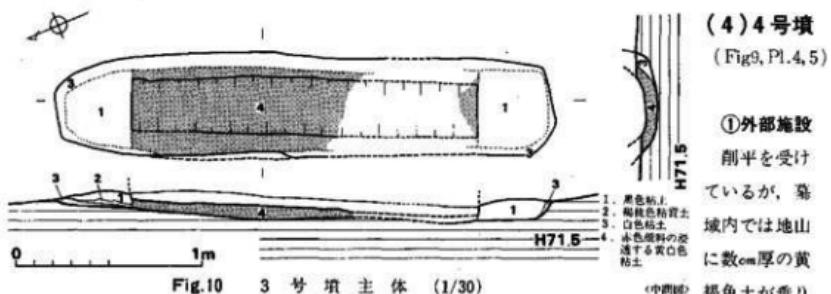


Fig. 9 3・4・5号墳地形図 (1/250)

〈中間・高倉・山本辺〉



盛土された可能性をもつ。東西は 7.7m、南北は 7m (周溝を含まない) の方形墳丘で、東、南、北側の 3 面は削り出され、西側は 3 号墳の境に、東側は 5 号墳との境に溝を有する。墳丘の北側で小型丸底壺、西側の溝内で壺、高坏などの土器片が出土した。

② 主体 (Fig.11, Pl. 5)

花崗岩を使用した箱式石棺である。棺の床面の長さは 1.37m、西側の巾は 0.4m、東側の巾は 0.28m、西側の深さは 0.27m、東側の深さは 0.2m であり、西側が頭部と思われる。棺の組立ては墓壙

底面を全体に一段掘り下げ、木口、側板の上端部をそろえている。西側は木口を側板で挟むが、東側は木口が側板よりはみ出す。棺外部から小石で裏込めを行なった部分がある。床面は黄褐色土で 0.1m の埋土を行ない、花崗岩を敷く。

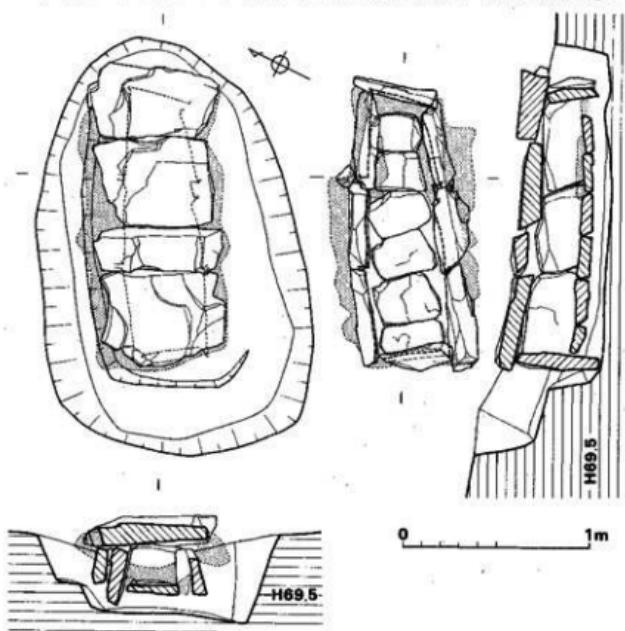


Fig.11 4号墳 主体 (1/30)

(中西・高倉印)

(5) 5号墳 (Fig9, Pl. 4, 5)

① 外部施設

地山まで削平を受けている。東西8m、南北9m（周溝を含まない）の方形墳丘で、東、西側は尾根線に対して直角方向の溝を掘り切りし、南、北側は地形の斜面を利用しながら削り出しを行なったと思われる。東側の溝内で器台、西側の溝内で壺、墳丘の南裾部で高环など土師器片が出土した。墳丘の中心には南北に並列する2基の主体部

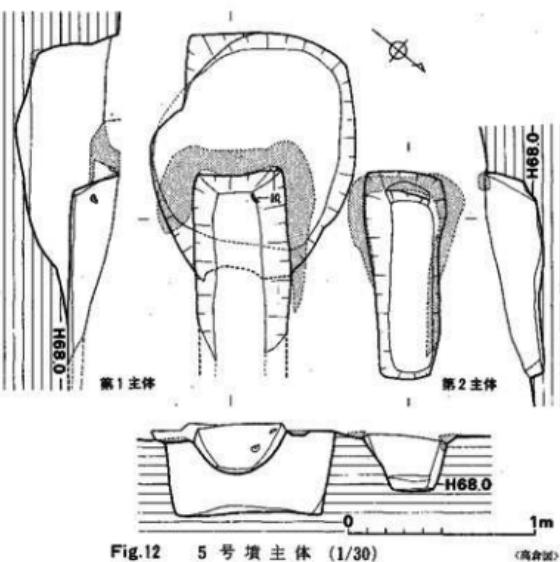


Fig.12 5号墳 主体 (1/30)

(高台部)

が検出された。また、5号墳の東側は削平が深く造構をとどめていないが、溝の東側は墓域をあらわす方形区画の一部とも思われる。

② 第1主体 (Fig12, Pl. 6)

2基の主体部のうち南側に位置する成人用の木蓋土塙墓である。北東側は削平されている。現存する長さは1.0m、巾は0.5m、深さは最大0.2mで、半円形に近い横断面を呈する。墳の上面には粘土がみられることから木蓋を使用したと思われるが、木棺の使用については不明である。床面に若干の赤色顔料がみられる。南西側は第1主体より前につくられた土塙が重複する。この土塙と第1主体が関連するものは明らかではない。

(遺物出土状態)

副葬品は珠文鏡一面がある。墳の南西側の上面と埋土の中位で夫々2片に分かれて出土したが、完形品である。棺外副葬品として木蓋上に置かれたものが木蓋の腐蝕のうちに割れ、落ちこんだものと推定される。

③ 第2主体 (Fig12, Pl. 6)

北側の小児用の木蓋土塙墓である。上面は削平されているが長さは1.1m、南西側の巾は0.44m、北東側の巾は0.28m、深さは0.28mである。墳の上面に粘土があり木蓋を使用したと思われるが、木棺の使用については不明である。南西側の床面近くの壁に段を設けており、枕とした可能性も考えられる。副葬品は認められなかった。

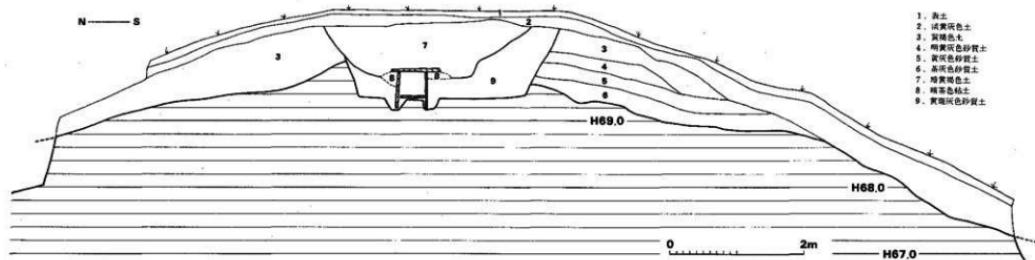


Fig.13 6号墳土層図 (1/60) (山本謙)

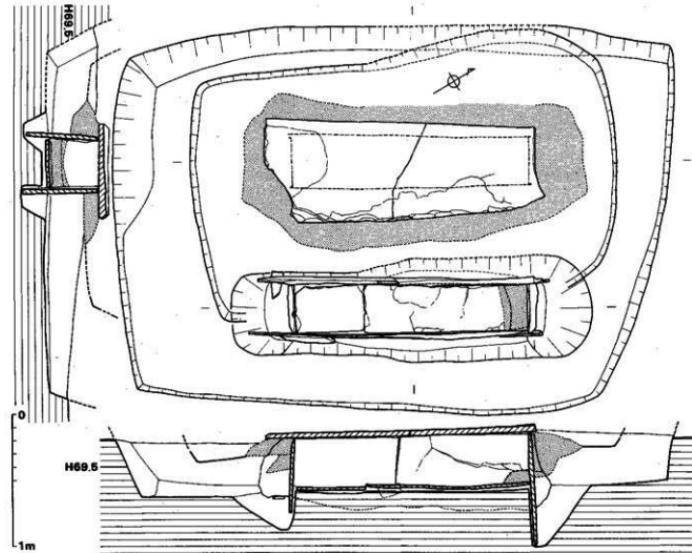


Fig.14 6号墳主體 (1/30) (山本謙)

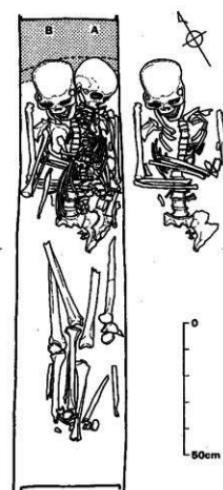


Fig.15 6号墳人骨 (1/15) (山本謙)

(6) 6号墳
(Fig13~16,
Pl. 7)

① 外部施設

墳裾部はカットを受けており墳形を判断できなかった。現存する南北の長さは16m、東西は11mである。墳丘は土盛と削り出しによって築かれるが、削り出しの際には、尾根頂上に高い地形を利用したことか考えられる。盛土は簡単な積み方で中心部は1mの厚さがある。主体部は墳丘の中心部に盛土

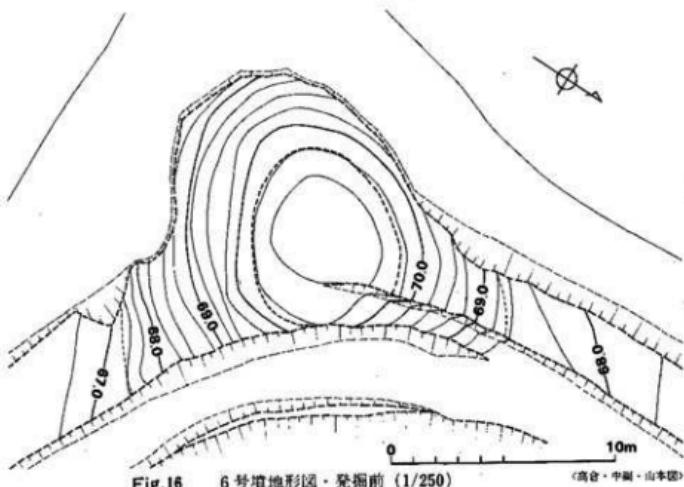


Fig. 16 6号墳地形図・発掘前 (1/250)

（高倉・中岡・山本図）

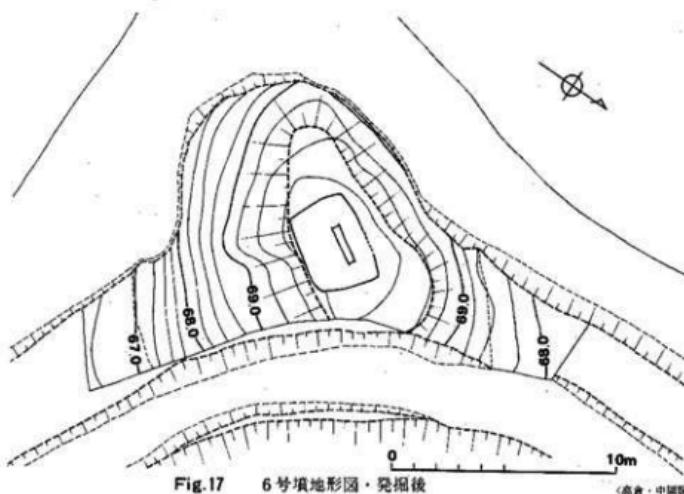


Fig. 17 6号墳地形図・発掘後

（高倉・中岡図）の上面から掘

りこみ、2時期の墓壙が認められた。北側の墳裾部から高壙、南側の盛土から鉢、甕などの土師器片が出土した。

② 主体 (Fig14, Pl. 7, 8)

成人用の箱式石棺で人骨2体が残存していた。棺の床面の長さは1.75m、北東側の巾は0.36m、南西側の巾は0.4m、深さは0.37mで、北東側を頭部とし、床面に黄色粘土で枕をつくる。石材は泥板岩質のものを使用している。棺の形式は木口板を側板が挟むもので、棺の組立ては墓壙底を一段掘り凹め、側板と木口板の上端をそろえており、一部には小石材で支えを行なっている。床面は

地山の上に長方形に加工した2枚の石を敷く。蓋、木口、側板には一枚石を使用する。棺の内面全体に赤色顔料を塗布している。墓壙の掘りこみは2時期認められた。旧期のものは長さ4.1m、巾2.9mの大きなもので、石棺は墓壙の北西側に寄ってつくられている。新期のものは長さ3.1m、巾1.9mで旧期に設置された石棺を中心に掘りこみ、蓋石の若干下の面に達して終っている。2時期の掘りこみは追葬と関連するものと考えられる。

(3) 人骨 (Fig15, Pl. 8)

A、B 2体の人骨が上下に重なって残存していた。A、Bともに骨の配列に異常は見られず、また墓壙が2時期あることからBの上にAを追葬したと思われる。Aは20才代の女性、Bは20才代の男性と推定されるが、現在、九州大学医学部第2解剖学教室で詳細を検討している。

(7) 1号石棺墓

(Fig18, Pl. 8)

1号墳の西側で認められた小児用の小形石棺で、花崗岩

を使用している。棺の床面の長さは0.7m、巾は0.25m、深さは0.2m強であり、床面には礫を敷く。蓋石はすき間を小さな石材で埋めている。副葬品は認められない。墓壙は長方形で長さは1.1m、巾は0.8m（上端値）である。

(8) 1号土壙墓 (Fig19, Pl. 9)

3号墳の北東側に近接している。2段掘りの土壙墓で、墓壙の南西側の巾は1.3mあるが、北西側は削平されている。埋葬部分は長方形の掘りこみで長さは1.8m、北東側の巾は0.45m、南西側の巾は0.35m（上端値）あり、床面はさらに狭くなる。北東側の壁に暗灰色粘土でつくられる段が

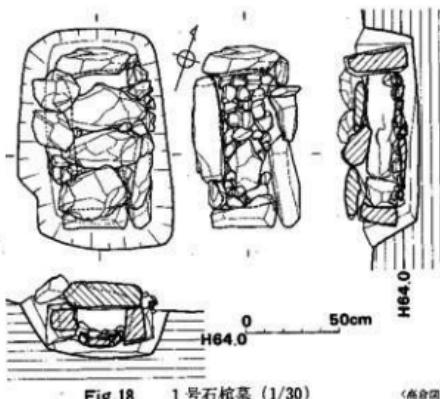


Fig.18 1号石棺墓 (1/30)

（高倉図）

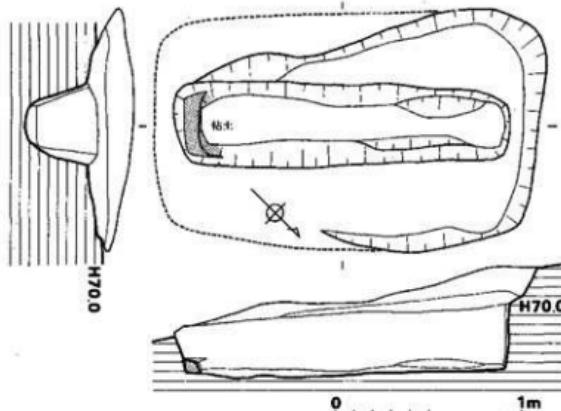


Fig.19 1号土壙墓 (1/30)

（高井図）

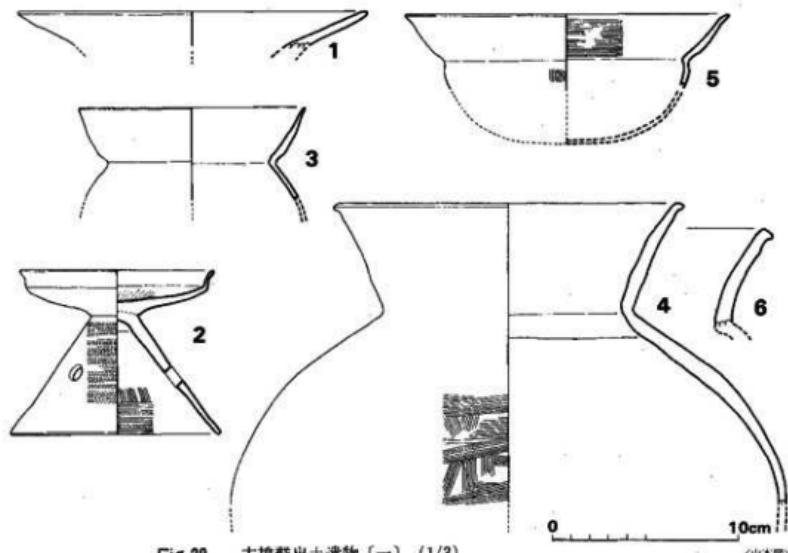


Fig. 20 古墳群出土遺物〔一〕 (1/3)

(山本謙)

あり、枕状の施設を思わせる。副葬品は認められない。

(9) 古墳群出土遺物

① 土器 (Fig. 20, Pl. 20)

高壺 (1) 口縁部の破片である。外面は磨滅するが、内面は横のヘラミガキがある。赤褐色で堅く精良である。5号墳の南側裾部で出土した。

器台 (2) 浅い皿状の受部をもち、口縁下で内面に屈折する。口縁端は外反する。脚台部はラッパ状にひらき、径9mmの3個の円孔が穿たれている。受部の内面は放射状の細いヘラミガキがある。脚台部の外面は細い横のヘラミガキがあり、内面は横のヘラケズリの後に縱から横に刷毛目を行なう。赤褐色でやや軟質。口径は10.4cm、高さは8.7cm。5号墳の北側溝内で受部と脚台部は分離して出土した。

小型丸底壺 (3) 口縁部は内脣ぎみに開く。軟質で黄褐色を呈する。表面は磨滅するが外面は一部に円塗りの痕跡をとどめる。4号墳の西側埴丘上で出土した。

壺 (4) 口縁部は球形に近い胴部から強く外反ぎみに屈折し、口唇部の端部は外方につまみ出

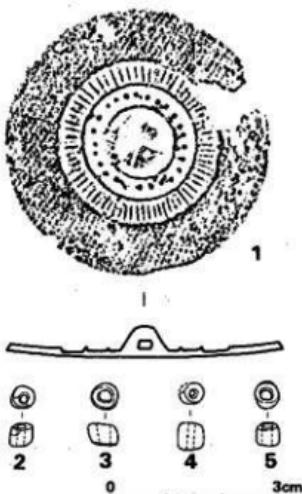


Fig. 21 古墳群出土遺物〔二〕 (1/1) (山本謙)

されている。
口縁部の内外面はヨコナデ、
胴部の内面はあらいヘラケズリ、外面は
縦の後、横へ刷毛目がある。
5号墳の南側溝内で出土し
た。

(5)
丸味を持つ体部にやや内凹しながら外へ開く口縁部がつく。口縁端は外反させている。口縁部内面は横の刷毛目、体部の外面は縦の刷毛目、内面はナデがある。赤褐色を呈し堅緻である。6号墳の盛土中から出土した。

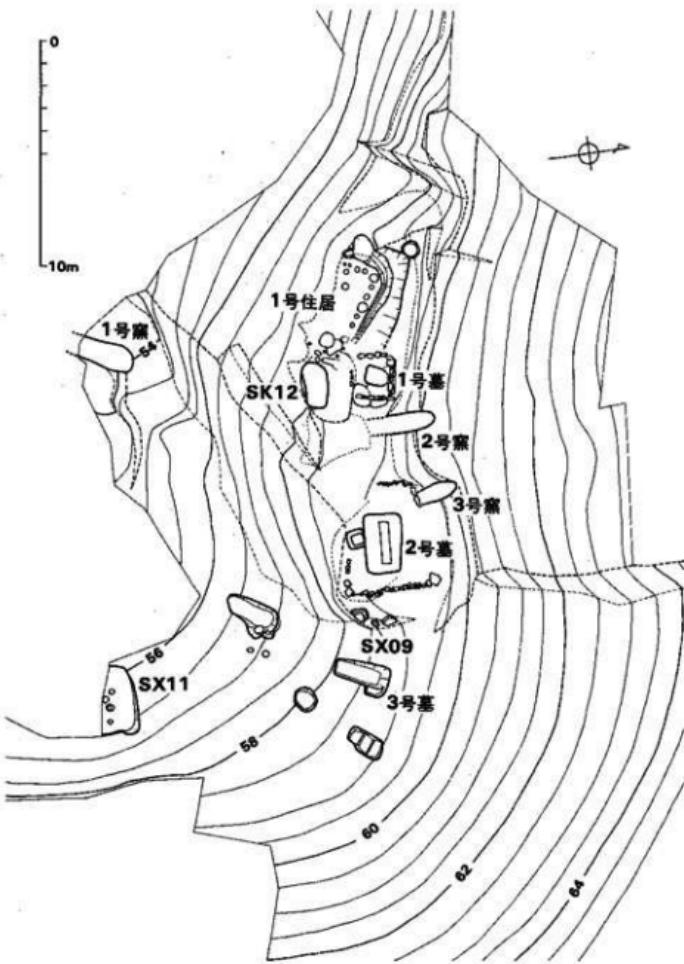


Fig.22 窟跡・墳墓群周辺地形図 (1/250)

（中間・高台地）

② 珠文鏡 (Fig.21, Pl.20)

鉢の外に圓帶、珠文帯、橢圓文帯があり、外側は平線をなす。珠文は22個からなる。背面の主文帯には赤色顔料が認められ、鉢の孔には紐の一部かと思われる鐵錐を残す。面溝は4.8cm、縁の厚さは0.1cm強、かえりは0.1cm強である。5号墳第1主体の棺外副葬品である。

③ ガラス小玉 (Fig.21, Pl.20)

2~4は水色、5はライトブルーを呈する。径は0.4~0.5cm、厚さは0.4~0.5mmである。1号墳第2主体の棺内副葬品である。

[2] 窯跡の調査
(Fig22)

窯跡、墳墓、住居跡は丘陵谷部の南に面した斜面に立地する。窯跡は3基検出され、1号窯は斜面の下方に、2、3号窯は斜面の中腹よりやや上につくられており、共に須恵器を焼成している。

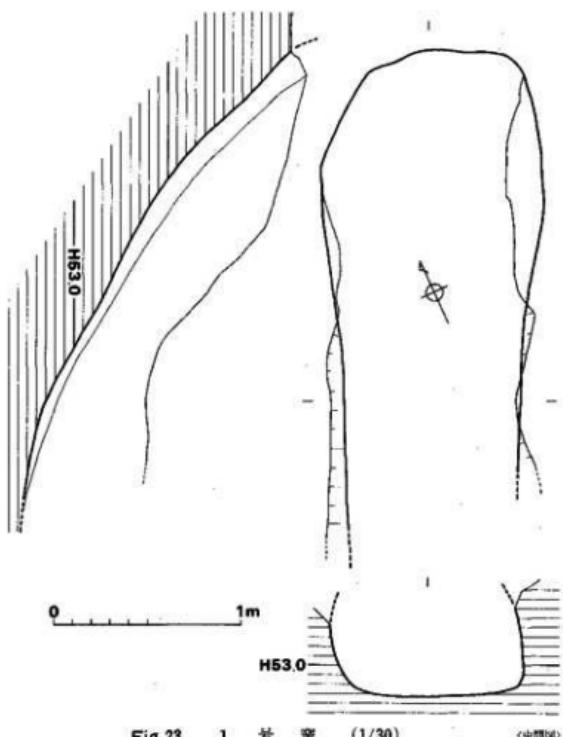


Fig.23 1号窯 (1/30)

(1) 1号窯
(Fig23, Pl.10)

① 構造

天井部は壊れて残存しない。焼成部は2.3m分(水平距離)検出した。上方の巾は1.2m、傾斜は45°で下方の巾は0.9m、傾斜は30°あり、上方に最大巾をもつ。上方は底面の傾斜が強いの

で煙道部の近くと思われる。中心軸の方位はN25°Eである。窯の改修は行なわれていなかったが、火熱の受け方から數次の焼成を行なっていることが判明した。窯内の埋土と床面で須恵器を出土している。焚口、燃焼部、灰原は未調査である。

② 出土遺物 (Fig24, Pl.20)

(須恵器)

(1~5, 7)は床面から出土し、(6)は窯内上層から出土した。器種の一部については次のような便宜的分類を行なった。

窯蓋	a ……小形で錨がない。	窯	a ……高台がない。
	b ……大形で錨がない。		c ……大形で高台がある。
	c ……大形で錨がある。		d ……高台がなく精製品。(土師器に限る)

窯蓋b, c (1~4) 口縁の内面にかえりを有する。4のかえりは他と較べて口縁端部よりも内側に入る。天井部の外面は平坦にヘラケズリされ、内面はナデがある。口縁部の内外面はヨコナ

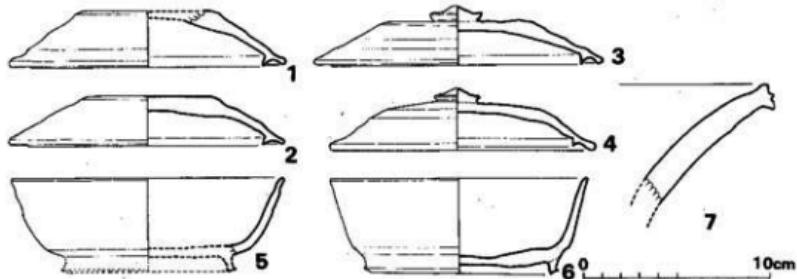


Fig.24 1号窯出土土器 (1/3) (山本)

デされる。器高は後述する2、3号窯のものに較べて高い。1、2は壺蓋aで、3、4は扁平な鉢を有する壺蓋cである。

壺c(5、6) 5は体部に丸味を持ち、6は体部が直で下位にヨコナデによるシャープな線を持つ。高台はやや高く大きめ八の字形に開き、外端部を上方へはね上げている。体部内外面と高台部の周囲はヨコナデされ、底部内面はナデがある。

甕(7) 口縁部の破片で内外面ともヨコナデされる。他に2次的な熱を受けた甕破片が床面などから出土し、焼台に使用されたことも考えられる。

(2) 2号窯 (Fig.25, Pl.10)

① 構造

燃焼部は破壊されて残存していないが、下方の灰原から窯の全長は3.1m（水平距離）前後と推定される。窯の上方は天井が残存しており、地山を削り抜いた無段登り窯と思われる。煙出し口上端は0.45×0.35mの楕円形を呈し、床面から上へ0.4m残存する。煙道部の奥壁から長さ1.05mで床面に屈折点があり、焼成部との境と思われる。煙道部の傾斜は37°である。焼成部の床面傾斜は15°で高さは0.5m前後と思われる。焼成部の上方の巾は0.85m、下方の巾は0.8mであり、上方に最大巾をもつ。焼成部と燃焼部の境は明確ではない。改築は見られないが、数次に及ぶ焼成を行なっている。中軸の方位はN3°Wである。灰原は巾2.0m、長さ2.7mで窯の床面より0.4mの段がつきピット状を呈している。灰原は一部を発掘し、未掘部分は保存した。

② 出土遺物 (Fig.26, Pl.20)

(須恵器)

4は床面、他は灰原出土である。

壺蓋a(1~3) 壺dとセットになると思われる。口縁端部は断面3角につくり、天井部は平坦にヘラケズリされ、口縁部内外面はヨコナデされる。1の内面はナデがあり、2の内面はヨコナデされる。

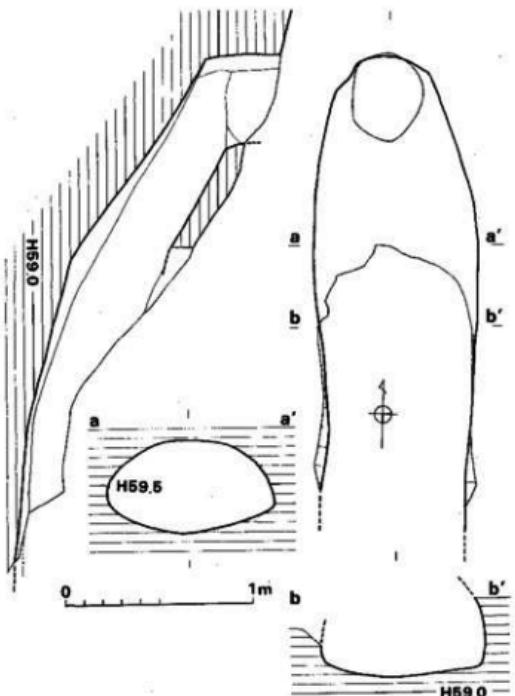


Fig.25 2号窯 (1/30)

(中国・高岡郡)

部周囲はヨコナデされ、底部内面はナデがある。

他に壺の高台部破片が灰原から出土した。

(3) 3号窯 (Fig.27, Pl.11)

① 構造

焼成部の上方一部を 1.6m (水平距離) 分発掘し、下方は 2号窯が重複しているため発掘せず保存した。灰原のひろがりを考慮すると全長 3m 前後の窯と考えられる。煙道部は天井が残存しており、地山を削り抜いた無段登り窯と考えられる。煙出しこの上端は径約 0.3m で床面から直上に 1.1m の高さがある。煙道部、焼成部の境は明確でないが、焼成部上方の最大巾をもつ部分をその境に考えることができる。焼成部の上方の巾は 0.8m、下方の巾は 0.6m で、床面の傾斜は 23° ある。中心軸の方位は N 17° E である。改修は認められず焼成は数次におよぶものではない。灰原は巾 3.3m、長さ 4.5m 前後であり、その一部を発掘した。

壺蓋 c (4~8) 4、5の口縁は下方に短かく折れるが、6、7はやや長く折れる。天井部外面はヘラケズリされ、口縁部外面はヨコナデされる。4、6、7の内面はナデがあり、5の内面はヨコナデされる。5~7は扁平な鉢を有するが、8はやや高い鉢である。

壺 c (10~13) 10、11の体部はストレートで 10の下方はシャープな綫をもつが、13の体部下半は丸味を持ち口縁は外反する。10~12の高台は断面台形に近く八の字形に開く。体部外面と高台部周囲はヨコナデされ、底部内面はナデがある。

壺 f (9) 壺蓋 a とセットになると思われる。体部はストレートで下方にシャープな綫がつく。高台は八の字形に開き外端部をね上げている。体部外面と高台

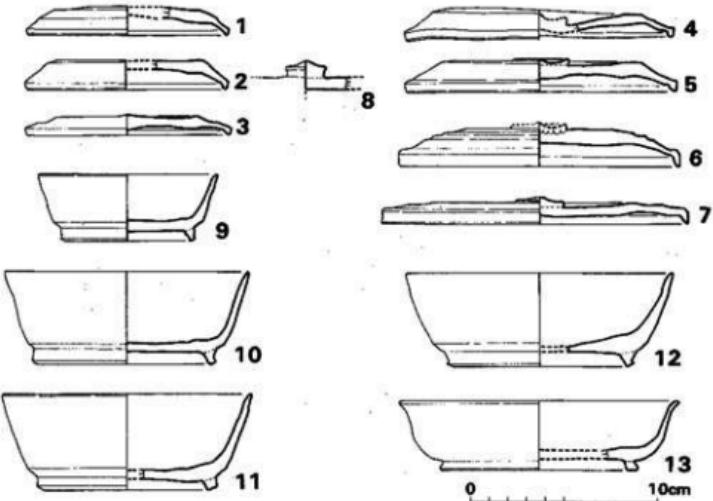


Fig.26 2号窯出土土器 (1/3) (山本蔵)

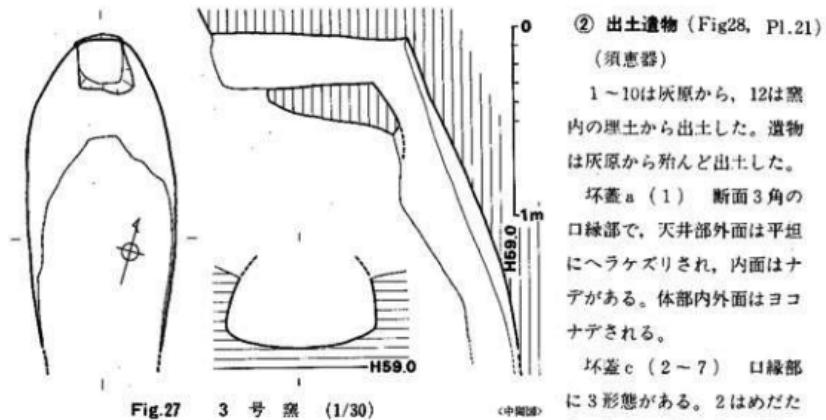
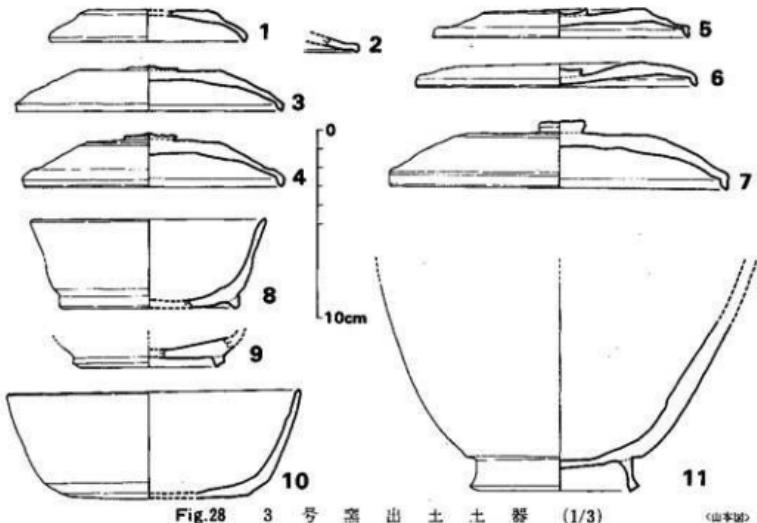


Fig.27 3号窯 (1/30)

少ない。3、4は断面3角形を呈し、5、6は下方に長く屈折する。7はやや大型のものである。3～6は扁平な鋸がつき、7はやや高い鉢を持つ。2～7の天井部外面はヘラケズリされ、内面にナデがあり、体部内外面はヨコナデされている。

环c (8, 9) 高台部は台形の断面で八の字形に開き、外縁端ははね上がる。8の下半にはヨコナデでシャープな綫をつくる。底部内面はナデがあり、体部内面はヨコナデされる。

椭(10) 外面は体部下半から底部にかけてヘラケズリされ、体部下半に丸味をもつ。体部内外



面はヨコナデ、底部内面はナデがある。

壺(11) 胴部下半のみの破片である。胴部外面から底部にかけ丁寧な回転ヘラケズリを行ない、底部と体部の境はシャープな綫をつくる。綫の内側に八の字形に開く長目の高台がつく。内面は胴部の下半から底部にかけナデがあり、その他はヨコナデされる。

他に灰原からは土師器の焼破片などが出土した。

[3] 墳墓の調査 (Fig22, Pl.12)

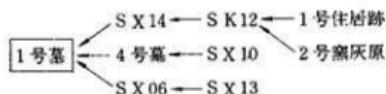
1～3号の墳墓群は斜面の中腹よりやや上に一列に並んで立地するが、1, 2号墓を営む際には斜面を掘削成形してテラス状の平坦部をつくっている。墳墓の営まれた部分は2, 3号墓の位置に重なり合っており、それぞれの窓跡は焼成部下方を削られ平坦にされている。2号墓は3号墓の灰原の上につくられた。

(1) 1号墓

① 外部施設 (Fig29, Pl.13)

外周は長さ 0.4m 前後の花崗岩を 2段積んで方形石積の壇をつくり、高さ 0.5m 前後の低い墳丘を築く。東西軸は 2.0m である。南側の石積は残りが悪く、東、西、北側と比べ小形の石を使用しているところから施設の異なる可能性もあるが、石積の南側を表わすとすれば南北軸は 1.5m 前後と推定される。石積と墳丘は同時に築いた後、墳丘上に挙大の花崗岩を並べて墓石としている。他

に溝などの外部施設は認められなかった。なお1号墓の周囲は他の遺構が重複しており、これらの新旧関係を（旧→新）として表わすと次のようになる。



② 主体 (Fig29, Pl.14)

主体部は東西 0.8m、南北 1.0m、深さ 0.5m の長方形竪穴で、方形石積の下に中心よりやや北に寄って検出された。

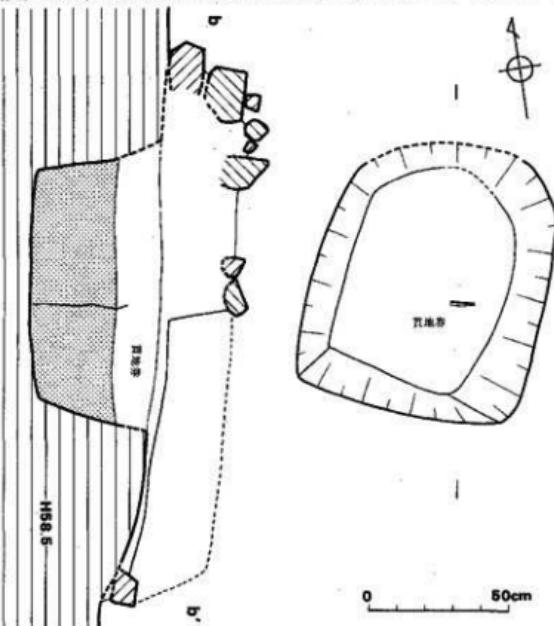
内部は粒の細かい炭と灰を混ぜた埋土で火葬墓と推定される。内部からは買地券が1点出土したが、他に遺物は認められなかったことから刺り抜き式や組合せ式の木製の櫃を骨蔵器に使用したものと考えられる。

(遺物出土状態)

(Pl.15)

買地券は竪穴内の東寄りで表面（文字面）を南へ向け、垂直に立った状態で出土した。骨蔵器が検出されていないため櫃の内外いずれに添えられたのか不明であるが、買地券は出土した時すでに下端部から22.6cm上と29cm上の2ヶ所で折れ曲がっており、埋納時に櫃の外に買地券を添えた結果生じたものと想定すれば、買地券の南および北に櫃を置いたと焦ることも可能であろう。

なお、買地券についてはIV(1)(1)に詳述する。



(2) 2号墓

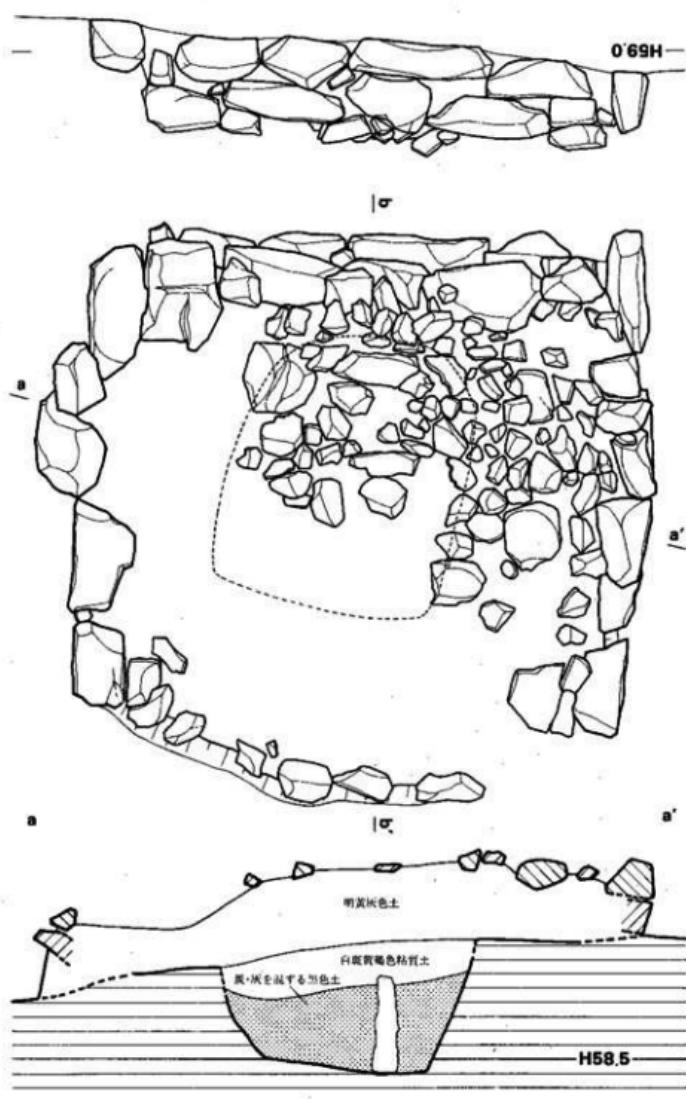


Fig.29 1 号 墓 (1/20)

(山本圖)

①外部施設

(Fig30,

Pl.15, 16)

花崗岩を使用した長方形プランの列石壇である。四周のうち西、南、北辺は列石の一部を失なっているが、石列の南西コーナーをのぞき各コーナーは残存していることから東辺は4.3m、北辺は4.6m、南辺は復原5.0m、西辺は復原3.1mとそれぞれ判断される。西辺は短く多少いびつな長方形である。東、南、北辺は0.2~0.5m大の石材を使用しているが、西辺は拳大の小さな石材であり他辺と施設の異なる可能性

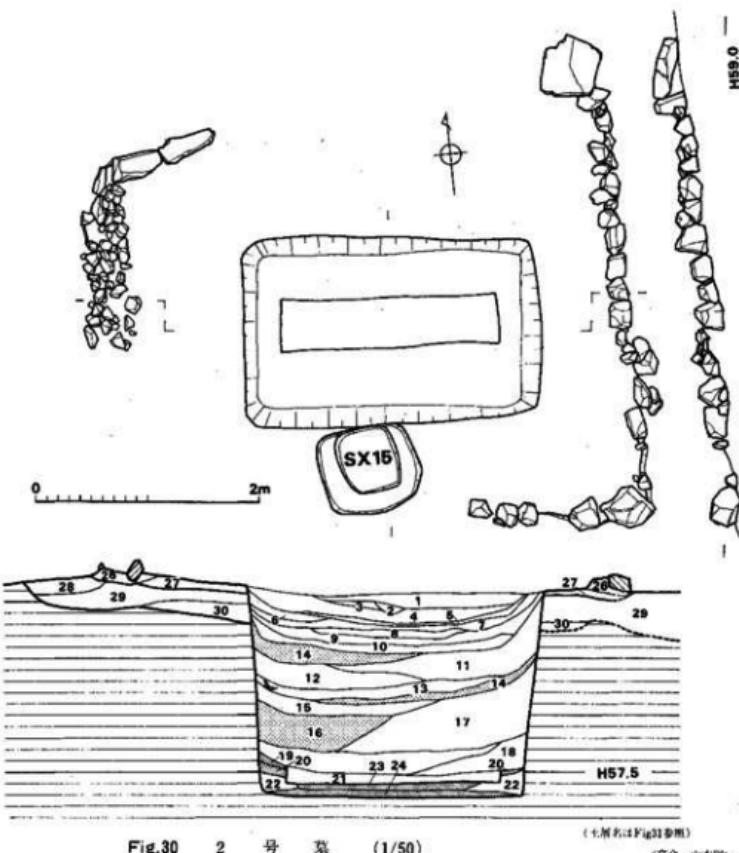


Fig.30 2号墓 (1/50)

(主構造はFig.31参照)

(高倉・山本図)

も考えられる。東辺石列の一部は朱塗りの石材があり、石棺の石材をも使用したようである。石列内部は若干の盛土が検出され、1号墓と同様に低い墳丘を有していたと思われる。石列は盛土の後に築かれていた。

② 主体 (Fig.31, Pl.16, 17)

長方形石列の中央部に東西 2.6m, 南北 1.6m, 深さ 1.8m の長方形土壙を掘り、釘木棺を底部に埋置したものであるが、壙は盛土を切ってつくられている。木棺を埋置するにあたっては壙底の中央部に木炭のみを敷き、周間に黄灰色の埋土を行ない。その上の中央部に木炭のみをつぎ足して敷き、次に木棺を置いた後に周囲を黄土色のまじる木炭で埋め、棺の上部を木炭の粒、灰の混ずる層や含まない層で交互に埋めもどしていく入念な方法がとられている。鉄釘は木棺の腐朽によつて大半は原位置を動いていると思われるが、棺の底部に使用されたものは原位置のままを表わすと

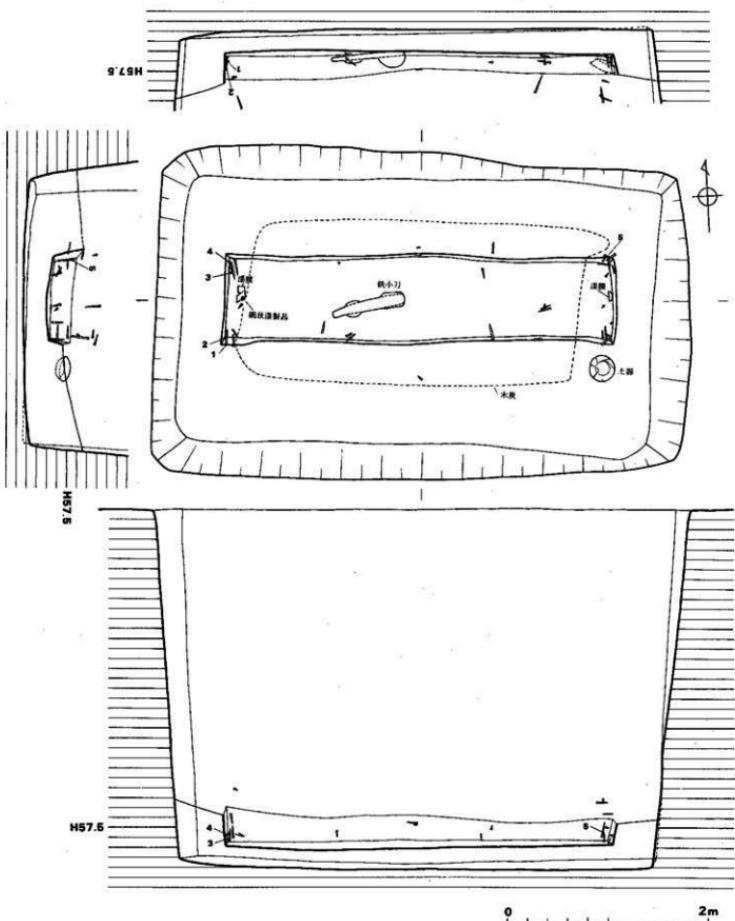
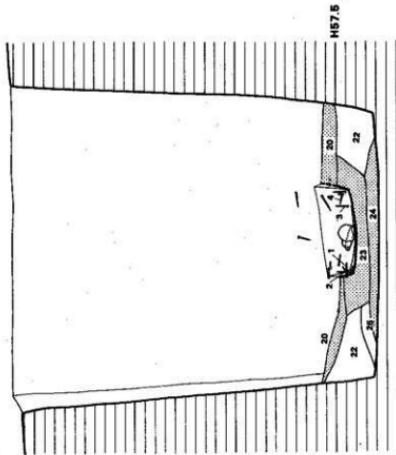


Fig.31 2号墓 (1/20)



(1番号はFig.32参照)

出本图

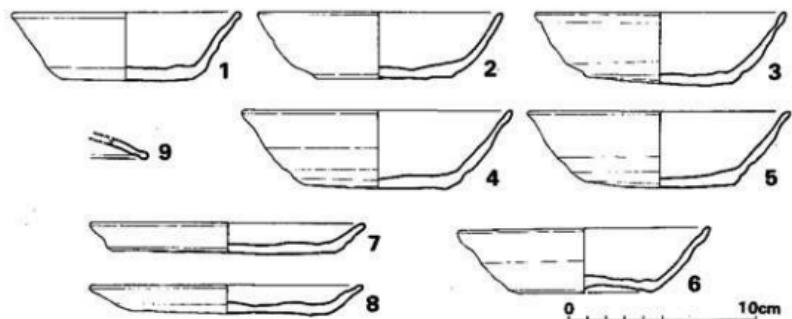


Fig. 32 2号墓出土土器 (1/3)

(山本圖)

考えられる出

土状況であっ

た。木棺は鉄釘

から長さは 1.9

m、両木口の

巾は 0.42m と

推定される。

釘に残る木質

の纖維方向か

ら板材の厚さ

は 3cm 前後で、

組合せ方法、

使用方向は

Fig. 34 のよ

うに推定され

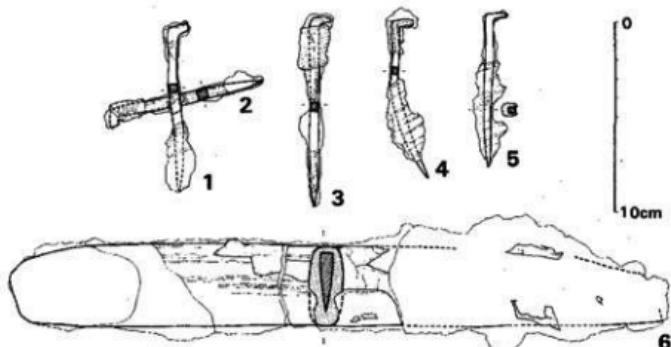


Fig. 33 2号墓出土遺物 (1/3)

(山本圖)

は 3cm 前後で、

組合せ方法、

使用方向は

Fig. 34 のよ

うに推定され

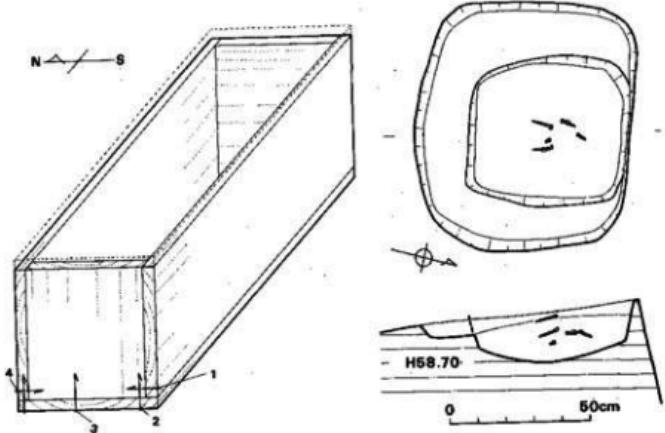


Fig. 34 2号墓木棺推定図

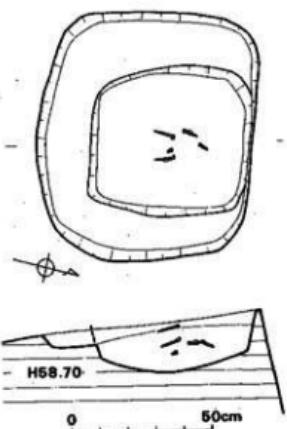


Fig. 35 S X 15 (1/20) (山本圖)

③出土遺物

(Fig. 32, 33,

P 1.23)

(棺内出土)

(Fig. 33)

棺の床面で

鉄小刀 1、樹

状漆製品、漆

膜が認められ

た。

鉄小刀（6） 東南寄りで出土した。木製の鞘に入ったまま鋳化し、折れた部分で刀身の断面のみを知るにすぎない。鞘の外面は茶色味の漆塗りである。

網状漆製品（PL23） 1～1.5mmの間隔をおいて編んだ上に茶色の漆がけを行なったものである。西側の木口で出土した。

漆模 東西南北の床面でそれぞれ出土したが、小破片であり形状を知ることはできない。

鉄釘（1～5） 計38本あり、木棺の4隅に多く出土した。長さは8～10cm前後である。1～5は棺の底部に使用され原位置を動いていないと思われるもので出土位置はFig31に釘番号を書き入れた。

（棺外出土）（Fig32, Tab1）

1～8は土師器、9は須恵器である。1は盛土、3は主体部埋土上位、2, 4, 5, 7, 8は主体部埋土中位、6は木棺の裏ごめ埋土からそれぞれ出土した。4～8は完形品で次のように棺外に供獻されたものと思われる。4と7はセットとなり7が4の上に蓋としてかぶさった状態で土壤の西壁中央寄りに出土した（Fig30土層13）。5と8は壙の西南隅で4, 7とはば同じレベルに一括して出土した。5は底部を西壁にもたせかけたような状況で出土したが、8は他の土器片と一緒に取り上げたので残念ながら出土状態は不明である。6は棺の東南隅外側の裏ごめ埋土中（Fig30土層20）から正位に置かれた状態で出土した。

（土師器）

壙a（1～6） 底部はヘラ切りされ、体部は1, 3～6のようにストレートや外反ぎみに開くものと、2のように内弯ぎみで丸味を持つものがある。1, 3～5は体部内外面にヨコナデを行ない、外面下方にヘラ削りを加えているが、2, 6は体部内外をヨコナデで完成しヘラ削りを加えない。底部内面はしではヨコナデされるが、他はナデを行なう。4の底部外面には少なくとも3方向の板状压痕が認められる。

皿（7, 8） 底部はヘラ切りされ、体部の内面はナデがある。8の体部外面下方はヘラ削りされる。底部の外面には7に5方向、8に2方向の板状压痕が認められる。

（須恵器）

蓋（9） 盛土から出土した破片で、他の須恵器の中ではもっとも新しいタイプに属すると思われる。口縁部は内面をヨコナデによりわずかに凹ませ身受けとした簡単なつくりのものである。

④ S X 15 (Fig35)

主体部の南に接して掘られた一辺0.8m前後の方形ピットで、2号墓と関連する施設と思われる。中央部は深さ0.2m、一辺0.5mの一段低い方形掘りこみがあり、灰の混じる黒色の埋土で、内部から鉄釘3本が出土した。2号墓の盛土はこの部分に残っていないので盛土との前後関係は不明である。釘は長さ7～8cmのもので2号墓木棺に使用したものとほぼ同じ大きさである。壁は焼けておらず、釘は集中的に出土していることや木質などが釘に見られないことなどから、釘のみ埋めた可能性も考えられる。

A	B	11個	器高	底径	C	D
環a						
1	1	12.3	3.6	6.9	×	×
2	2	13.1	3.5	7.2	○	×
3	3	13.7	3.2	7.9	○	×
4	4	14.6	4.2	7.4	○	○
5	5	14.2	4.0	8.0	○	×
6	6	13.2	3.4	7.1	○	×
皿						
1	7	14.5	1.7	11.9	○	○
2	8	14.6	1.0	10.4	○	○

Tab1. 2号墓土師器計測表
A番号、B持続番号、C内底のナデの有無
D板状压痕の有無。

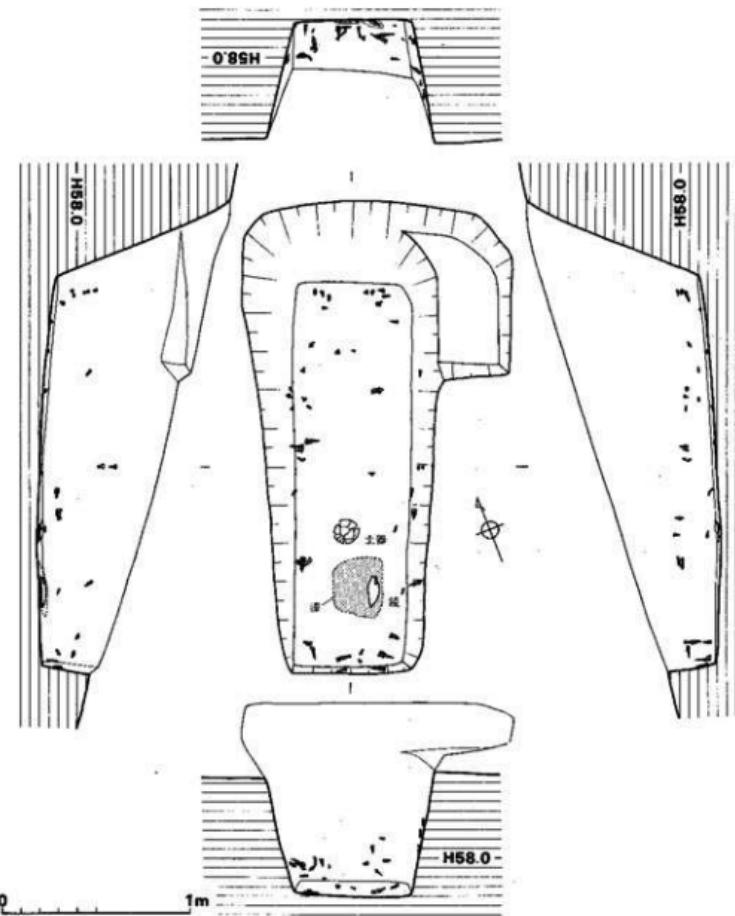


Fig.36 3 号 墓 (1/30)

(中間図)

(3) 3号墓

① 主体 (Fig.36, Pl.18)

長方形土壙に釘木棺を埋置している。土壙の上端の長さは 2.5m、巾は 0.9m、深さは 0.9m あり、床面の長さは 2.0m、両端の巾は 0.6m で木棺の大きさを示す。外部の施設は認められない。

(遺物出土状態) (Pl.18)

床面出土遺物は鏡片 1、黒色土器 1、漆膜がある。鏡片は鏡面を上にして南端部に出土し、漆膜

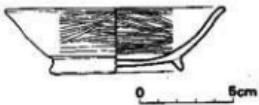


Fig.37 3号墓出土土器 (1/3) 〈山本図〉

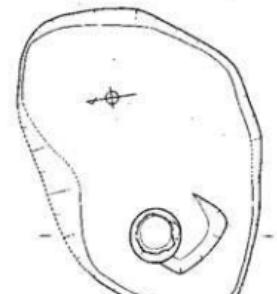


Fig.38 4号墓 (1/20) 〈山本図〉

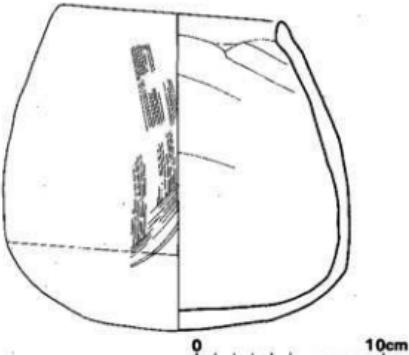


Fig.39 4号墓藏骨器 (1/3) 〈山本図〉

は鏡を包むようにして長さ 0.3m、巾 0.26m の範囲に認められた。黒色土器は漆膜のすぐ北側で正位に置かれたように出土した。頭部は鏡を副葬した南側と思われるが、黒色土器の位置は棺中心軸上に推定され、棺内副葬の場合では遺体の位置とどのような関係か判断に苦しむ。また、黒色土器がはたして棺内副葬品であるか疑問が残る。棺に使用された釘は土壙の四壁に沿って 50 本が出土した。

(2) 出土遺物 (Fig.37, 46, Pl. 24)

(黒色土器) (Fig.37)

环 c: 完形品で内外を焼した黒色土器 B 類である。体部はストレートに開き、底部はヘラ切りされ、环 a に高台を付けた形態である。内面から体部外面に細く丁寧なヘラミガキを行なう。体部外面の下方はヘラ削りの後ヨコナデされ、高台部周囲はヨコナデされる。器内は茶褐色を呈し硬質の結製された土器である。口径は 12.0cm、器高は 3.4cm。

鏡片については IV(1)(3) に後述した。

(4) 4号墓 (Fig.38, Pl. 19)

椭円形ピット内の床面東側に、無頸壺が正位に置かれた状態で出土し、火葬墓と推定される。ピットの長軸は 1.0m、短軸は 0.8m、深さは 0.2m で灰を含む黑色埋土よりなる。壺の中には灰は少なく黄褐色土がつまっていた。1号墓より古く、SX10より新しくつくられている。

(藏骨器) (Fig.39, Pl. 24)

土師器の無頸壺で口縁部が少しほど欠損する。胴部の内面は口縁部の方向へあらいヘラ削りがあり、外面は継の刷毛目を行なう。底部内外面は調整が不明である。粗製、軟質で黄褐色を呈し、外面に黒斑現象がある。

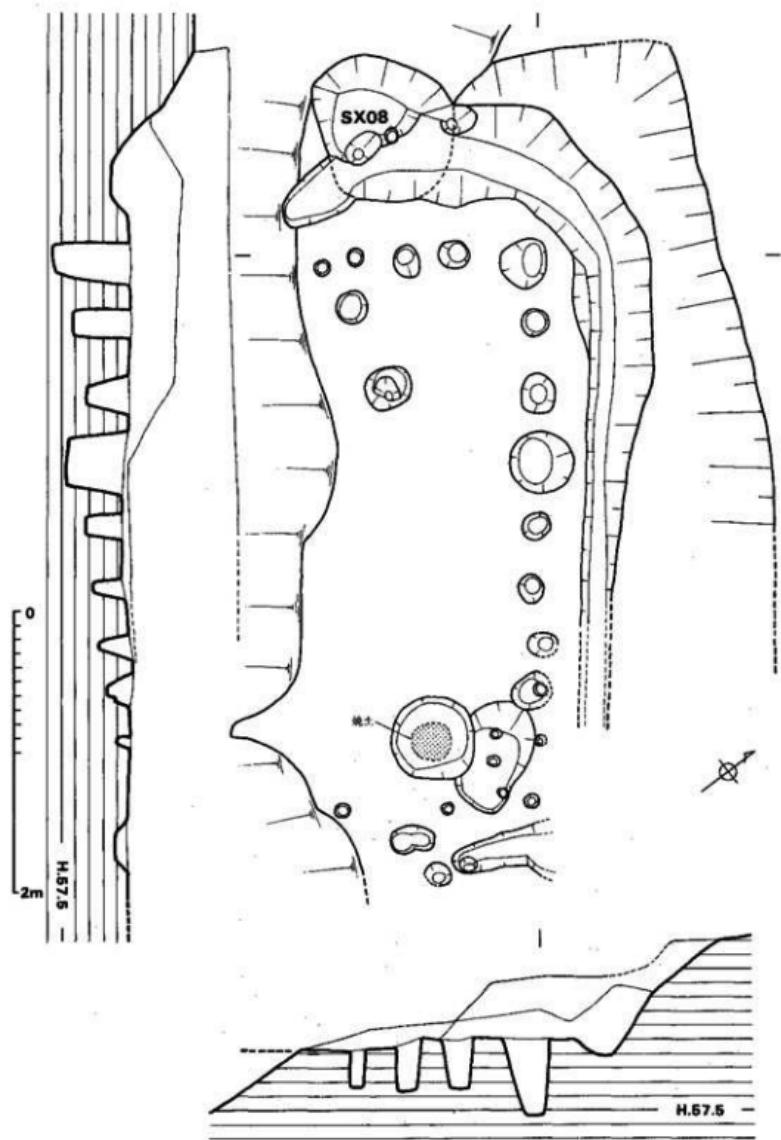


Fig.40 1号住居跡 (1/40)

(出本誌)

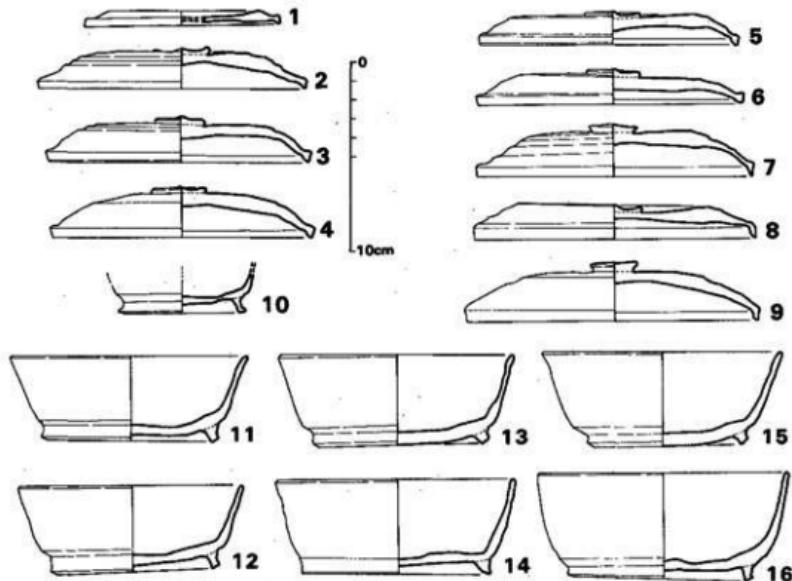


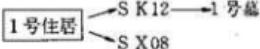
Fig.41 S K 12 出 土 器 (1/3)

（山本図）

(4) その他の遺構と遺物

(1) 1号住居跡 (Fig40, Pl.11)

1号住居は1, 2号墓より古く丘陵中腹の斜面を掘削成形してつくられた。住居跡の東西は5.5m分検出したが、東側の壁は1号墓、SK12がそれぞれ重複して未掘部分も多いため検出できなかった。南側は奥行き2.5m、深さ0.7mほど斜面を掘削し、北側は掘りこまずそのまま利用して、長方形プランの半竪穴住居をつくったものである。壁に沿って周溝を掘り、周溝に沿った竪穴内部に径0.07~0.45mのピットが並んで検出された。また、東側には焼土が認められた。竪穴内からは遺物は殆んど出土せず時期の明確な決め手を欠くが、他の遺構との切り合いから相対的な前後関係を次のように知ることができた。



(2) SK12 (Fig42, Pl.19)

① 横幅

長楕円形のプランを有する土壤で長軸は2.1m、短軸は0.9m、深さは1.0mある。一部を試掘

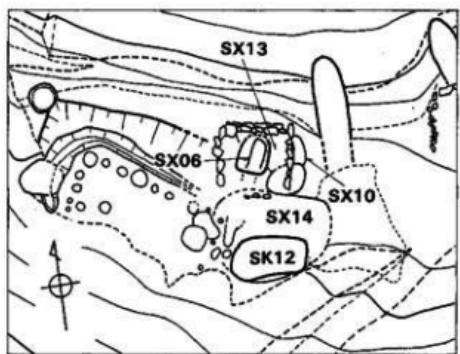


Fig. 42 1号墓周辺ピット群 (1/150)

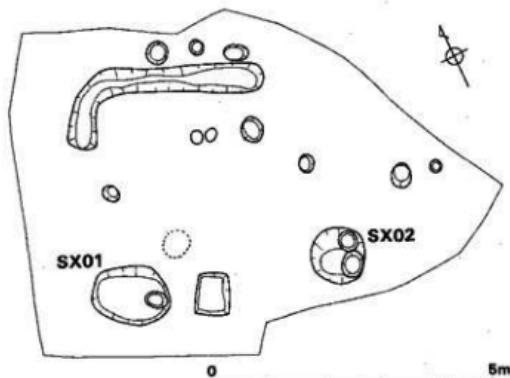


Fig. 43 踏跡群西側のピット群 (1/100) (山本・中間地)

ね上げるものが多い。体部は11, 12のように下方にシャープな縁をもつもの、13, 15, 16のように綾が丸味を持つもの、14のように綾のないものがある。体部内外面から高台の周囲はヨコナデされ、底部内面はナデを行なう。

环f (10) 高台はやや長目なもので八の字形に外へ開き、外端部をね上げる。

(3) その他の遺構

S X01 (Fig 43) S X01, 02は踏跡群より西側の丘陵裾部に検出された。S X01は長楕円形ピットで土師器の环d, m, nを出土した。

S X02 (Fig 43) 円形ピットで炭を含む埋土からなる。口縁を欠く須恵器の壺が出土し、火葬墓の可能性がある。他に土師器の环a, mを出土した。

S X04 (Fig 4) 楕円形ピットで1号墳周溝を切る。埋土に灰を含み壁は焼けている。土師器

して保存した。埋土は灰を多く混じた黒色土で完形に近い須恵器が多く出土した。1号住居および2号窯灰原より新しくつくられている。

1号住居 → SK12
2号窯灰原

②出土遺物 (Fig 41, Pl. 21)

(須恵器)

环蓋a (1) 口縁端部は断面3角につくられる。天井部外面はヘラ削りされ、体部外面から内面全体にわたりヨコナデされる。

环蓋c (2~9) 口縁の形態に2種類がある。2~6は断面3角を呈し、7~9は下方へやや厚く屈折する。天井部外面はヘラ削りされ、中央に扁平な鉢を有する。体部の内外面はヨコナデされ、天井部内面はナデがある。5は内面全体にヨコナデがある。

环c (11~16) 高台はしっかりとした断面台形を呈するもので、八の字形に外へ開き、外端部をは

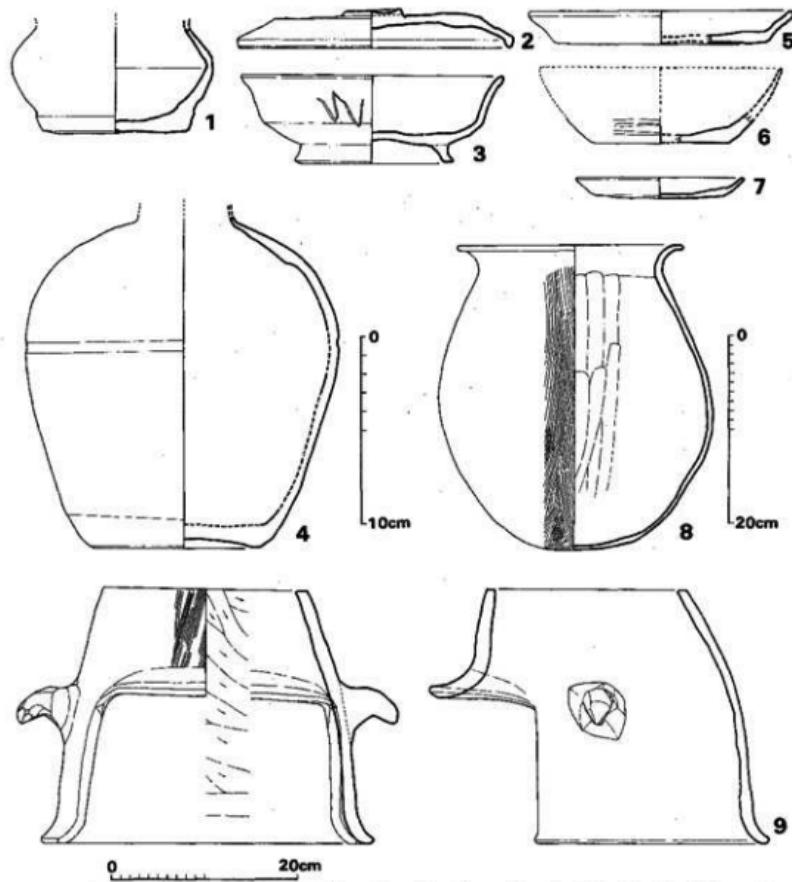


Fig.44 そ の 他 の 遺 物 (1~7・1/3, 8, 9・1/6) (山内)

の小皿が出土した。

S X05 (Fig 4) 方形ピットで1号墳周溝を切る。壁は焼けている。

S X06 (Fig 42) 長方形ピットで1号墓の主体から切られる。またS X13より新しい。須恵器の壊cが正位に置かれた状態で出土した。

S X07 (Fig 9) 径0.5m、深さ0.5mの円形ピットで、底部に人頭大の花崗岩が2枚敷かれこの上に壁に沿って立った状態で瓦が出土している。壁と瓦の間に灰がつまっており火葬墓の可能性がある。このピットの東側は灰の埋土から成る凹みがあり3号墳主体部を切る。

S X09 (Fig 22) 2号墓の東にあるピットで土師器の甕を出土した。調査中に盗掘をうけ出土状態は不明である。

S X10 (Fig 42) 4号墓より古いピットでS X13と同一のものである可能性もある。須恵器を出土した。

S X11 (Fig 22) 一部のみを発掘したが住居跡の一部とも推定される。砥石、須恵器片を出土した。

S X13 (Fig 42) S X06より古いピットで未発掘のまま保存した。S X10と同一のものとも思われる。

S X14 (Fig 42) SK12の上にかぶる浅い凹みで1号墓より古い。

(4) その他の遺物 (Fig 44, Pl. 25)

(須恵器)

(1) 2号墳南側溝の上で出土した。粗砂を多く含み灰色を呈する。底部外面はヘラ切りのままで体部内外面と底部内面にヨコナデがある。

(2) S X10で出土した壺cである。天井部外面はヘラ削り、体部外面から内面全体にかけヨコナデがあり、扁平な鉢を有する。

(3) S X06で出土した壺cである。体部下半は丸味を持ち内窓し、高台は長目で八の字形に開く。体部外面にW字形のヘラ記号があり、体部内外面から高台部周囲にかけヨコナデされ、底部内面にナデがある。焼成時のひび割れが底部にある。

(4) S X02で出土した壺である。肩部に最大径を持ち、底はあげ底ふうにつくられる。口縁部は欠損するが割れ口は古いものであり、胴部に外から打ち欠いたと思われる穴が1カ所ある。底部外面と胴部外面の中位にかけヘラ削りがあり、上位と内面全体にヨコナデがある。

(5) S X01で出土した壺である。底部外面はヘラ切りされ、内面はナデ、体部内外面はヨコナデがある。口径は14.2cm、器高は1.8cm、底径は11.1cm。

(土師器)

(6) S X01から出土した壺dの底部破片である。底部は平坦にヘラ切りされ、体部外面下方はヘラ削りの後、水平のヘラミガキを加える。内面にも水平のヘラミガキがある。

(7) S X04の上層から出土した小壺である。底部はヘラ切りされ板状圧痕を有する。体部外面はヨコナデ、底部内面はナデがある。口径は9.1cm、器高は1.1cm、底径は7.0cmである。

(8) S X09で出土した甕である。口縁部の内外面はヨコナデがあり、胴部から底部の外面にかけ縦の刷毛目、内面は縦のあらいヘラ削りがある。

(9) S X01で出土した甕である。焼成前の瓈形土器を逆さにして加工したような形態を有し、手法上の共通点もある。下端部は甕の口縁にあたる部分で内外面をヨコナデされ、上端部は水平にヘラ切りされる。焚口はヘラで切り取り、上部を前方に折り曲げた曲底を有する。下向きの角状把手が焚口の両側に付く。内面はあらいヘラ削り、外面は縦の刷毛目があり、底の周囲や把手はナデが行なわれる。

(山本信夫)

IV. おわりに

(1) 遺物

(1) 宮ノ本1号火葬墓出土の買地券

宮ノ本遺跡群の発掘調査では日本における買地券の初出という特筆すべき成果を得た。当初、肉眼あるいは赤外線カメラなどの観察では若干の文字を判読しうるにすぎずこれまでの例から墓誌と考えられたが、奈良国立文化財研究所の協力をえて同所においてアクリル樹脂を表面に塗布し亦外線ビデオカメラを用いて観察したところほほその全容を解説しうるにいたり、それが買地券であることが明らかとなった。買地券は中国において道教の基盤をなした土俗信仰から発生した埋葬習俗の一つで、死者がその死後の生活の場である墳墓の地を獲得したことを明らかにする土地売買契約書であり、賈山券・劔・買地券・鎮墓券などともよばれてい^る。その習俗が日本にもたらされていたことが明らかにされたことは、幸い墳墓の構造も明確に把握されており、古代の埋葬およびその思想を考える上で好資料を提供することとなった。

① 1号墓出土の買地券 (Fig.45, 卷首図版, Pl.22)

出土の買地券は船板に墨書きされた、いわゆる墨書き鉛券であり、腐蝕のためその全形を保っていない。さらにおそらく墓壙中に納められたと思われる木櫃に沿って立てられていたが、墳墓の上部に葺かれた積石のもたらす圧力のためか若干歪んでいる。しかし幸いにもその下端部のみはほぼ原形を保っており、そこから全形のおおよそを復原しうる。

すなわちこの墨書き鉛券は、残存長35.2cm、残存最大幅9.5cm、厚さ0.2cmをはかる。文字は表のみに墨書きされているが、上下2本およびその間に縦5本の罫線が細く刻まれており、後述するように文章の内容からみて6行からなることは明らかである。ところで下部の横罫と原形を保つ下端とは1.35cmの間隔をもつ。上端はすでに原形を失なっており、0.7cmの余白を残すが下端と同じ間隔であると仮定すれば、復原長約35.8cmとなり唐尺の1.2尺に相当する。横幅についてはそれほどの手懸りをもたないが、1行の間隔が約1.7cmをはかるところから10cm前後の幅となろう。また左右両端にさらに各1本の罫線が刻まれ、上下端同様に左右両端にも余白がもうけられていたと仮定し、余白を左右

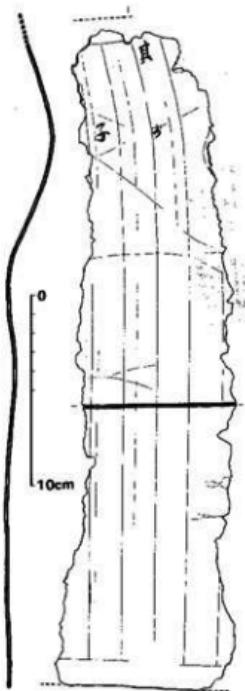


Fig.45 1号墓買地券 (1/3)
(山本忠)

0.9cm程度にとれば横幅約11.9cmに復原され唐尺の4寸となる。とすれば長さと幅との比率が3:1となり、規格性の強さをうかがうことになる。ともあれ、この買地券は復原長35.8cm、復原幅10~11.9cm、厚さ 0.2cmの大きさをもつものである。

文字は6行にわたって楷書で書かれている。各行の文字数は第1行不明、第2行23字、第3行22字、第4行23字、第5行22字、第6行不明となり、1行22~23字が記されているところから合計134~136字前後となり、うち75字を判読しうる。その訣文は次のようになる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
A	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
B	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
C	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
D	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
E	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
F	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

訣文にしたがって内容をみると大きく5段に区分できる。第一段はB6まで、すでに失なわれて不明となった被葬者の死亡年月日が記されている。第二段はB7からC17まで死亡したおそらく父親のために息子の好雄が墳墓の地を買い求めたこと、C18からD16までの第三段にはその買得のための必要経費を記している。D17からF行の途中までの第四段にはその結果として好雄一族に子々孫々の繁栄をもたらされるであろうという願望がこめられている。F行の途中以下を第五段としたのは一般に買地券にはその末尾に一定の結語が記されているため、この場合はF23の「白」のみしか残されておらず、しかも中国の例には「白」で終わる結語はないが、日本では「敬白」「謹敬白」を末尾に用いることがあることから、この一字の存在によって確実にこの買地券の文章が終わることを知りうる。貴重な一字といえる。

すでに本例を買地券として述べてきたが、以上のような内容は墓誌にはみられないものであり中国の出土例と比較して買地券であることを理解しうる。その中国の出土例を参考にすれば、さらに本例の内容を検討することが可能となる。その後に改めて本例の解釈を試みてみたい。

② 買地券について

買地券の埋納は後漢代に始まる。後漢代の諸例は大きく2種のタイプに分類できる。1は建武中元元年（A.D.56）徐勝買地鉛券、建初6年（A.D.81）武孟子買地玉券、延光4年（A.D.125）李德買地鉛券、建寧2年（A.D.169）王未卿買地鉛券、建寧4年（A.D.171）孫成買地鉛券などにみられる型式で、当時の現実世界における土地売買契約をそのまま踏襲したタイプといえる。すなわち、当時の土地の売買契約書は鉄板に朱書をしていたと考えられており、それをそのまま用いて、ただ買地券が一種の明器であるためか材質を鉛板に替え、朱書・墨書している。王未卿買地鉛券ではその末尾に「丹書鉄券為約」とあり、上述の点を裏付けている。現在までの出土資料中最古の徐勝

買地鉛券に具体例をとてみよう。

長さ47cm、幅約4cm、厚さ0.2cmをはかる鉛板に、隸書で3行122字を刻字されたこの買地券には建武中元年丙辰四月甲午朔廿八日乙酉廣陽太守官大奴徐勝從武邑男子高紀成買所名有黑石灘部羅佰田一町賣錢二萬五千錢即日畢田東比皇甫忠南比孫仲信西比張淮北大道根生土着毛物皆屬徐勝田中若有屍死男即為奴女即為婢皆當徐勝給使時旁人委同許義皆知券約沽酒各半

となる。その内容は「(A) 建武中元年4月28日に、(B) 広陽太守に仕えた大奴の徐勝が、(C) 武邑の高紀成から、黒石灘部の東西路(佰=陌)近くの墓地一町を買い、(D) その代価2万五千錢を即日支払った。(E) その墓地の四至は東は皇甫忠(の墓地)、西は張淮(の墓地)、南は孫仲信(の墓地)、北は東西路である。(F) 買った土地に生える一本一草、あるいはそこに生棲する動物はすべて買主の徐勝の所有に帰るもので、墓地中にもし屍体があれば奴婢として徐勝が使役する。(G) これらの契約は立会人の委同・許義が証明する。(H) (売買契約成立後に手打ちのための酒を飲むが)そのための費用は売主・買主で折半した」ということである。すなわちこの買地券には(A) 死亡年月日、(B) 死者の姓名、(C) 墓地の所在地および売主、(D) 代価および支払いについて、(E) 墓地の四至、(F) 契約の効力、(G) 保証人、(H) 結語、が詳細に記されているのである。なおこれは死者と死者との間の売買契約であるから、(E)・(G)に姓名のみられる個人はすべて死者であり、かつまた(C)に示された墓地の売主もまた死者である。したがって徐勝は高紀成の墓地を買取って自分の墓地としたのであり、そのため購入した墓地に先住者(この場合高紀成)の屍体が残存する場合が生じ(F)のような規定を必要とするのである。すなわち買地券は本来先行する墓地が所在する場合に必要としたといえよう。

この徐勝買地券は類例からみてほぼ完全な買地券の様式を示しており、買地券の内容の構成要件をほぼ具えている。その記載の内容は現実的で実際の土地売買契約の有様を彷彿とさせ、そこには土俗信仰のおもむきをみることができない。類例をみると固有名詞、あるいは代価の額などを除けばほぼ一致した内容・順序で記されている。これらの点からみて、このタイプの買地券はもっとも古式の形態を示すと考えてよい。

第二のタイプは延熹4年(AD 161)鍾仲游妻買地鉛券、建寧元年(AD 168)馬衛買地券などにみられる。一にくらべ、その記載内容に土俗信仰の影響があらわれ、土地契約が実態とは離離したいかにも架空の内容となってくる。鍾仲游妻買地鉛券に具体例をとてみよう。鉛板の表に3行、裏に1行、計118字の文字が刻まれたこの買地券には

〔表〕延熹四年九月丙辰朔廿日乙酉直閏黃帝告丘坐墓伯地下二千石墓左墓右主墓獄史墓門亭長莫不

皆在今平陰偃人鄉蓋富里鍾仲游妻墓前死來下葬自買萬世家田賣直九萬九千錢即日畢四角

立封中央明堂皆有尺六桃卷錢布銅人時證知者□□曾□□□□□□□□自今以後不得干□□□人

〔裏〕有天帝教如律令

となる。この文章には第一のタイプと同様に(A)(B)(D)(G)(H)が記され、(C)については「平陰偃人鄉蓋富里」付近と推定され、(E)については「四角立封、中央明堂」と具体的ではないものの四至が定められその中央に墓室(明堂)を設けたことを記し、(F)については「自今以後不得干□□人」とあることから他例を参考にすれば買得した土地への不可侵を規定している。すな

わち、このタイプにおいてもその内容に記されるべき要件は第一のタイプとはほぼ一致している。しかしながら両者の間に一見してみられる異質性は、第二のタイプの記載内容が前者に比較して具体性を欠き、また（C）に関連して「黄帝告丘墓伯地下二千石墓左墓右主墓銘史墓門亭長莫不皆在」とあり、死後の世界に「黄帝」を支配者とする「丘丞」「墓伯」「地下二千石」から「亭長」にいたる統治組織の存在することを記すなど土俗信仰の在り方が明瞭に姿を現わしていく点に起因する。馬衛買地券では「兄弟九人從山公買山一丘於五風里」とあり父のための墳墓の地を兄弟九人が共同して「山公」から買得したことが記される。「山公」に相当する名称は「土公」「土伯」などがみえ、土地神から土地を購入するスタイルが生じてくる。（H）も「沽酒各半」に代わって買地券の効力は天帝（黄帝）の定めた律令に従う旨の「有天帝教如律令」などの「如律令」系の結語となっている。このように第一のタイプが死者相互といった非現実的な設定にありながらも現実の土地売買契約の在り方を踏襲しているのに対し、第二のタイプは記載内容・売買契約の在り方を含めてきわめて非現実的な信仰的・精神的な埋葬習俗へと変化している。

後漢代以後の買地券は第二のタイプの系列にある。また後漢代の買地券は長方形の鉛板の表に3行にわたって朱書・墨書・刻字するのを通例とするが、先の馬衛買地券を初出例として三国時代以降券の比重が増し、さらに宋代以降には石券へと比重の変えていく傾向がみられる。

三国吳黃武4年（AD 225）浩宗買地券は後漢代の第二のタイプの完成したスタイルを示し、かつまた以後の時代の買地券の基盤をなしている。長さ約24.7cm、幅約10.6cmの券に次の5行100字が刻まれている。

黄武四年十一月癸卯朔廿八日庚午九江男子浩宗以□
月客死豫章從東王公西王母買南昌東郭一丘賣
□□五千東邸甲乙酉邸庚辛南邸内丁北邸干癸以日
□月剛時任知孝者洛陽金僅子鶴與魚鶴飛上
□□入灘鄉師具□□□書為明如律令

この例でも後漢代買地券の第一のタイプの構成要件として挙げた（A）～（H）の内容をほぼ完備している。しかし具体的にみると土地の売主は「東王公西王母」と神仙であり、四至は「東邸（=至）甲乙、西邸庚辛」云々と干支で示すのみで実態ではなく、また金僅子といった神仙あるいは鶴（=鶴）・魚などを立会・保証人としている。もはや埋葬習俗以外の何物でもなく、現実世界の土地売買契約の反映をそこに認めるることはできない。注目すべきは鶴・魚が契約の立会・保証人として現われることである。すでに後漢光和七年（AD 184）の樊利家買地鉛券にその発想がみられるが、鶴・魚を立会・保証人とする点に買得した土地の四至が単に平面的な四周ではなく、天上地下をも含めた立体的なものであることがそこに示されている。

浩宗買地券に典型的な成立する買地券は、宮ノ本1号火葬墓出土の買地鉛券を参考とする唐代のそれにおいても同様のスタイルを維持している。唐元和九年（AD 814）商進臣買地券⁽⁵⁾、唐大中元年（AD 847）劉元簡為亡考買地券の二例を次に紹介しておこう。

〔高進臣買地券〕

元和九年九月廿七日高進臣買
德地一段東至東海西至山南至
銀各北至長城用錢九十九千九
百九文共錢交付訖其得更不得付
使如有忤怪打你九千使你作奴婢
上天下至皇泉保人張堅故

保人管公明
保人東方朔
見人李定度

涿州范陽縣向陽鄉永來村製義理
兩二里 人高進臣牒

いずれも涪宗買地券に近い内容をもつが、高進臣買地券では(F)として「其得更不得付性、
如有忤怪、打你九千、使你作奴婢」とあり、買得後の土地侵犯者に対する罰則が記されており注目
される。

宋代以降の買地券については省略するが、全体に出土例は増加の傾向があり、たとえば四川省の
宋墓では「常有墓誌与鎮墓真文、几乎每個墓都有買地券」といわれるよう一般化している。

③ 再び宮ノ本1号火葬墓出土の買地券について

述べてきたような中国出土の買地券を参考に再び宮ノ本1号火葬墓出土の買地券、それは中国で
の命名法に従えば「男好雄亡父買地鉛券」とでもなろうが、の内容を検討してみたい。

B 6までの第一段、すなわち「□□□□□死」の部分は中国の買地券の構成要件とした(A)(B)に相当しており、被葬者の生前の居住地名、地位(官職位階など)、姓名、死亡年
月日などが書かれていたはずである。そこでB 4に「日」のような文字がはいれば「(好雄の父親
にあたる人物が)……死日に死去した」となる。しかしB 4の残存する墨痕からすれば明らかに
「日」とは異なっており、別の文字を考える必要がある。

B 7からC 9までの第二段、すなわち「為其□坐男好雄□縁之地自宅□□方有其地之寂寂四方□
□□可故買給方丈地」の部分は構成要件の(C)(E)に相当する。「為其□坐」の部分は父親の墳
墓の地として以下の土地を買うというのであるから、それを一字であらわす文字としては「蓋」と
か「魂」のような靈魂の存在を示す文字がはいると思われる。したがって「其(父親)の靈坐のた
めに(以下の土地を買った)」といった意味であろう。それ以下には、息子の好雄は「□縁之地」
が「自宅の□□方に有り、その地の「四方□□」が静寂であったため墓地として「方丈地」を買
った、ことが記される。したがって文意からすればB 14には「有」、B 20・21には方角を示す干支が
はいるものと思われる。「四方□□」は、三国時代以降墳墓の地の四至は単に平面的境域ではなく天
上地下を含めた空間的な意味をもっており、したがって静寂の地の四至が「四方七下」に及んでい
ることを意味していると推定される。C 10には鮮明に文字が残されているが、解説できない。「告」
に近いと思われるが他の文字が明瞭に楷書で書かれており、この文字だけを例外とはしがたい。また「方丈地」は文字通り一丈四方の土地をさすのかも知れない。この買地券の文面が現実的であり、

また1号火葬墓の実態とそれほど差がないからである。しかしD17~19の「此古地」に相当する可能性もある。すなわち道教思想の中では「方丈」は「蓬萊」「瀛州」とともに中国のはるか東方海上にある神山で、神仙の住む聖地としてとらえられているからである。したがって第二段の大意は、「父親の靈魂の坐する墓地として、息子の好雄は自宅の□□の方角に有る（父親の）有縁の地が現世界を通じて静寂の地であることから、（父親の靈の平安静坐を祈って）神聖なる土地を買った」ということであろう。

C18からD16までの第三段、すなわち「其直錢貳拾伍文鑄一口緝伍尺調布伍口内綿一目」の部分は、第二段の行為を果たすための代価、すなわち構成要件の（D）に相当する。直は値のことであり、土地購入の代価として以下の錢物を支払ったことを意味している。これと類似した記事が承和七年（AD 840）の淳和上皇の御葬料の内容にみられる。この時の御葬料には「緝五百匹、細布百端、調布千端、商布二千端、錢五百貫、鐵八十疋、鑄二百口、白米百斛、黑米百斛」とあり、これに比較すると買地券記載の代価の現実性が切実に示されている。D12の一文字は調布の単位を示すもので、あるいは「端」かもしれない。

D17からF行にかけての第四段、すなわち「此古地給故靈平安静坐子々孫々□□□全官冠口祿不絶令有□七珠□」の部分は、第二・三段の結果を示している。すなわち「このような神聖な地を買得したために、（父親の）靈は静寂の中に安んずることができるであろうし、子々孫々に至るまで繁栄をもたらしてほしい」という願望がこめられている。このような吉祥を祈る部分は必ずしも買地券の構成要件ではないが、後漢建安三年（AD 198）の崔坊買地船券を初見として例がみられる。子々孫々の繁栄を祈念する具体的な内容は「□□□全」「官冠口祿」が絶えることなく、「七珠（=宝）」を保有させてほしいということであるから、E 8~10、14を復原すれば「家内保全」「官冠祿」というような單語が考えられよう。

F行の途中からF23までの第五段は「□白」とあり「敬白」で文章を終える結語に相当するが、文字数からみて実際には結語以外に構成要件の（G）に相当する契約の立会人・保証人、あるいは高進臣買地券にみられるような土地侵犯者に対する罰則規定などが書かれていたと思われる。

④ おわりに

中国における買地券の出土傾向をみると買地券には

- (1) 同様に被葬者の死亡年月日・名前を伝える墓誌と比較して、誇るべき業績・経験を有さない低い身分の人々の間で主に行なわれた埋葬習俗であり（それはそれが正史に姿をとどめない土俗信仰に基づく習俗である点と表裏をなすか）、
 - (2) 基本的には新たに造営される墳墓の地に先住者がいる場合に、すなわちすでに存在する墳墓を破壊してその跡に新たな墳墓を造営する場合に、その先住者との間に売買契約を結ぶ、
- という二つの重要な特徴を指摘できる。この点が日本における買地券の出土を考える上に大きな参考となる。

日本出土の買地券として本例の他に岡山県吉備郡真備町尾崎出土の二点の天平宝字七年（AD 763）白髮部毗盧比充買地券がある。江戸時代の出土で、その解説の誤りから偽物視されてい

たが、最近倉敷考古館間壁忠彦・蔵子尚氏によって新たな証文が得られ現在では出土品と判断されている。その内容は被葬者の居住地・名前・死亡年月日・立券の保証人を記すだけの簡単なものであるが、しかしこの買地券によって天平宝字七年にはすでにその埋葬習俗が日本に伝来していたことが確認され、被葬者・立券保証人ともに郷長クラスの身分の人物であることが知られる。ことに後者は「死去」と記された男好雄の亡父の身分に近い。これに対しこれまで知られている日本出土の墓誌は正三位石川年足から從七位下伊福部徳足比売までの身分の間に使用されているが、おむね正史に名を連ねるべき業績・経歴をもつ高位者が多い。したがって日本においても墓誌と買地券との間に相対的な採用者の身分差をうかがえ、ひいては両者のセットでの伝来をうかがいいう。

この点は実際大きな意味をもっている。たとえば川崎市野川南耕地遺跡B地点で鉄板を伴出する骨蔵器の例が報告されている。鉄板は長さ31.3cm、横幅7cm、厚さ0.4cmの長方形を呈する。報告者はこれを墓誌と考え同様の類例を6例挙げている。骨蔵器に伴う鉄板の例は他にも報告がみられ、さらに瓦塚の例も報告されている。しかしそそらくこれらの多くは上述のような理由から墓誌とみるよりも、郷長クラスの在地豪族に採用の基盤をもつ買地券である蓋然性が強いといえる。古代日本における道教系の土俗信仰の拡がりは意外に広範に及んでいる可能性が生じてきたのである、墓誌・買地券の研究に新たな問題を提起したといえる。

宮ノ本1号火葬墓・2号木棺墓は奈良時代に属する骨蔵器群の上に造営されていた。すなわち「其地之寂靜上下□□」というものの実際には先住者がいるのであり、中國の例からみてそこに買地券を必要とした要因があると思われる。1・2号墓はその造成にあたって同時に整地されており、指摘したような買地券の有する特徴からみて、買地券を伴出した1号墓が先行する可能性が生ずる。とすれば出土遺物から2号墓は8世紀末頃に考えられ、1号墓はそれに先行することになる。すでに買地券に書かれた文字の書風・人名、あるいは先の淳和上皇の御葬料との関連などから9世紀中頃以降とする見解が出されており、それと矛盾する年代観である。このようにその年代をどのように考えるか判断し難く、年代の決定は慎重を期し将来の検討課題としておきたい。

ともあれ、宮ノ本1号火葬墓出土の「男好雄亡父買地鉄券」は肝腎の被葬者名・死亡年月日・身分などを欠いた点は惜しまれるが、この一点の買地券の出土によって埋葬習俗・土俗信仰の在り方に新たな光があたれ、古代日本の思想的背景を解明していく大きな手懸りを得ることができた。特筆すべき成果といえよう。

註

- (1) 横田義章「福岡県筑紫都太宰府町宮ノ本発見の買地券判流次第」(『九州歴史資料館研究論集』6) 1980
- (2) 買地券の研究はそれほど多くないが、下記の文献が参考になる。
 - a. 仁位田跋「漢魏六朝の土地売買文書」(『東方学報』8) 1938
 - b. 原田正己「民俗資料としての墓券」(『フィロソフィア』45) 1963
 - c. 原田正己「墓券文に見られる冥界の神とその祭祀」(『東方宗教』29) 1967
 - d. 大韓民国文化財管理局編「武寧王陵」 1973
- (3) 冊述にあたって奈良国立文化財研究所、京都大学岸俊男、九州歴史資料館合宿彦氏・横田義章・石丸洋氏ら

の協力があった。倉庄靖彦「太宰府出土の買地券」(ふるさとの自然と歴史 1980-3)に詳しい。

- (4) 鲁波「漢代徐陵買地券簡介」(文物 1972-5)
- (5) 羅振玉「地券徵存」
- (6) 宋江「四件没有發表過的地券」(文物 1964-12)
- (7) 羅振玉「貞松堂集古遺文」
- (8) 註(2) a 文獻に詳しい。
- (9) 善道博物館に所蔵される建元元年王興寺買地券はこのタイプの例である。建元の年号は前後6回使用されるが、その内容上の特徴からすれば前漢BC 140年に相当することも考えられ、そうであれば最古の例となる。
- (10) 善道博物館、熊本市立博物館、東京大学教養部美術博物館、個人蔵を含め二種5点以上が知られている。専に陽刻されさらに同范品の存在が推定される。同様の例は他にもあり、買地券は一つの墳墓に1点と限られるものでなかったことを示している。
- (11) 王家祐「四川宋墓札記」(考古 1959-8)
- (12) 「続日本後紀」卷九、仁明天皇承和七年五月条。
- (13) 『小校經閣金文拓本』
- (14) 吉田昌「太宰府と吉備出土の買地券をめぐって」(考古学研究会 1980年1月例会での研究発表)
- (15) 倉敷考古館開館祝辞・菱子尚氏の御教示による。尚氏にはこの他にも多くのご教示をいただいた。
- (16) 飛鳥資料館編「日本古代の墓誌」 1977
- (17) 久保當晴・持田恭吉「川崎市野川南耕地出土の骨藏品二例」(川崎市文化財調査集録7) 1971
- (18) 岸俊男「太宰府出土の〈買地券〉」(毎日新聞1979年12月8日夕刊)および註(3)文献など。

(高倉洋彰)

(2) 宮ノ本発見の買地券判読次第

ここでは方形石積の外観をもち火葬墓である第1号墓から発見された鉛製の「買地券」について、その発見から判読、保存処置等の現在の段階に至るまでの経緯の大略を、備忘録として書き止めておこうと思う。

第1号墓の埋土は、炭混りの花崗岩バイラン土で、この中から見つかった墨書きのある歪んだ金属板を、当初、私たちは質のごく粗悪な銅板と考え、また墓誌であろうと考えた。墓誌であれば、最近、奈良で発見された太安萬侶のものに次ぐ日本で19番目(現存するものでは17番目)のものであり、九州に於ては、現物は所在しない熊本の日置氏墓誌に次いで二番目のものとなる。

発見した段階では、界線と墨書き文字があることはわかるが、その保存状態が大変悪く、さわるとすら危険で、もちろん表面にこびりついた土を落すこともできなかった。太宰府町当局からの依頼で、九州歴史資料館では直ちにモノクロームフィルムと赤外線フィルムによる写真撮影を行った。この結果、単に肉眼での観察では一~二文字の読み取り(子、縁)しかできなかつたものが、四文字と他に數文字分と思われる墨痕などが確認できた。しかしこれらの墨痕が文字であるとの判断はつきかねた。

金属板の成分分析、保存処置と併せてこれ以上の文字の判読については、ちょうど赤外線テレビカメラを備えていた奈良国立文化財研究所にご協力をお願いした。

資料を研究所に移して、直ちに赤外線テレビカメラで写し出したところ三十余文字の判読ができる。この段階で当金属板の内容は「買地券」であろうとの推測ができた。

次に、この金属板の縁辺の破損した微小片の化学分析と、ショーキングの激しくなっている縁辺の強化を行い、又表面に付着し赤外線の障害になっていると考えられる土をできるだけ落すこととした。化学分析の結果、金属は鉛と判明した。

縁辺の強化は2パーセントの濃度のアクリル樹脂を小筆でくりかえし塗布した。表面に付着した土落しは、作業を赤外線テレビカメラで写し、それを見ながらの指示に従って行った。土が乾燥して固くなっているため、思いかけない所で鉛板表面も剥し取ってしまうため、前記強化に使用した樹脂を小筆で部分的に濡らせながらごくわずかずつ作業を進めた。この作業は非常に難行したが、その過程で思いかけず樹脂を塗布すると、文字が明瞭に判読できることがわかった。それも土が覆ったまま、又表面に墨がまったく見えず、赤外線テレビカメラにも何らの墨痕すら写し出されなかつた部分に於いて、樹脂を塗布するとそれが乾くまでの間の短時間のみ赤外線テレビカメラに明瞭に写され、またこの間は肉眼でもある程度文字の観察ができた。この結果、判読は赤外線テレビカメラだけでの三十余文字から一挙に七十文字余に増加した。

以後は鉛板強化のために樹脂を塗布する際、併行してテレビカメラに写る文字の判読をすることとし、土落し作業は、表面剥離の危険をおかしてまでは行わないこととした。

こうして、鉛板の強化とそこに墨書きされた文字の判読とが同時に進展し、当初考えていたよりも短時日中に所期の作業を終了することができた。

以上で鉛製買地券について、今までの保存処置と文字判読との経緯を略述した。

稿を終るに当って、当買地券の発見から保存処置に至るまで万端ご指導ご援助を下された、九州大学岡崎敬教授、西谷正助教授、京都大学岸俊男教授、奈良国立文化財研究所坪井清足所長をはじめとする方々に心から謝意を表する次第である。

註

●判読に使用した赤外線テレビカメラは、浜松テレビ開発のC-158型（赤外線ビジコン内蔵）である。

●鉛板強化に使った樹脂は、パラロイドB-72（米 Rohm and Hass社）である。

●なお、赤外線に対する樹脂の効果についてはここでは触れなかった。

（横田義章）

（3）3号墓副葬鏡片について（Fig 46, Pl.24）

3号墓南端床面に、径30mm範囲に黒色部が認められ、薄い黒色の漆状被膜下に鏡面を上にして、円周の約1/4強の鉄中心辺を欠く白銅質の鏡片が副葬される。

漆状被膜 黒色膜は、鏡片下に厚く、5mm強程度で、背面文様に喰い込み、そのスタンプは極めて明瞭に文様が観察出来る程であった。黒色膜は鏡片部以外の西半部では、鏡片上面に於けるそれ

よりも薄く、上が黒色変した程度であった。黒色被膜の一部の乾燥したものを観察すると、薄い紙状に幾重にも剥がれるような状態である。この漆状膜面そのものは今後の分析研究結果に待たねばならないが、奈良県松山古墳出土鉄鏡の「背面を広く覆う漆状の膜面」の類似例があり、「漆皮である可能性はかなりある」とされる。これについては蓋の一部とする説もある。また、福岡県小郡市津古内畠遺跡第3次調査検出土墳墓(平安後期)副葬の八稜鏡の出土状態について「鏡は紙に包まれ、さらに漆塗木箱に納められていたものようである」とされる。当宮ノ本例については、前述の如く、膜が背面文様にしっかりと吸い込むことや、鏡片部上下とその縁辺部のみ厚く他の部分は薄く、全体に一様でないことなどから、蓋とするには疑問点も多く残り、単に黒色の漆様のもので鏡片を覆い込んだ類とも考えられる。

異類の鏡 鏡片は円鏡で復原径20.9cm、現存重量 990.2g を計り、内外面及び折損面ともに漆黒色に銹出し黒光りする。背面外区の一部に緑銅がみられ、その周辺は銀白色地を残す。全体に良質の白銅鏡である。折損面に研磨等の加工は認められない。鏡面は反らず、8.5mmとやや幅の狭い断面梯形の平線につくり、二重の棱をもつ複圓(双綾圓)により内・外区に別けられる。厚さは外端で 5.7mm、内端で 6.45mm、外区内端で 4.6mm、圓内側棱上で 5.1mm、内区現存内端で 3.1mm と、外区より内区を薄くつくる。

文様は孰れも幅 0.5mm前後の細線で、内区には鳥文と地文の細線が施される。鳥は尾が直線的に長く伸び、身体に比べ小さめの両翼を上げ飛翔する態を示し、頭頂に冠毛と思われる長半円形を描き、口に蕨手状のものを街える。翼上位に外区花文同様の小5円点が付される。外区は、5点で花部を表現し、2葉を有する花文を内区鳥文外側の位置に配し、更に、左の円周の $\frac{1}{6}$ 間隔の位置に、花同様の5点のみを配する。花文左隣には尾を外方に引く雲文がみられる。地文には $\frac{1}{6}$ 間に2個の大きな渦巻文がみられるが、花文左右各間ではその配置・渦巻方向が異なり、均等ではない。渦巻以外の部分にも間隙を残すのを恐れるが如く、内区同様に細線で埋め尽している。

花・鳥文とともに簡潔であり抽象的に単純化されたものであるが、殊に外区渦巻文等を詳しく述べる時、線が流麗に伸びず、角張った曲線となる点や、各線が途切れたりして完全な渦巻とする丁寧さに欠ける点等、各所に稚拙さを感じる。

細部の検討 まず、この鏡の形態をみると、幅の狭い平線で、円鏡となり、内外区を分ける2稜を有する複圓をつくる。この手の平線は六朝・隋間では殆んどみられず、唐代に盛期をみる八(六)



Fig.46 3号幕鏡片 (2/3)
山490

花（稜）鏡のそれに典型的であり、円鏡にもみられる。複圓については、三角凸帶線上に沈線を施した程度のものが、六朝末～唐前半代の四獸鏡・四神鏡・團華鏡等にみられ、これは海獸葡萄鏡の一部にも引き繼がれる。宮ノ本例に近いものは、唐初作とされる雀蝶草花鏡の複圓などがある。

個々の文様について見てゆくと、まず内区の鳥は頭頂に冠を付け尾が長く、唐代に代表的である鳳（鸞）が原型となろう。口に銜える蕨手状のものは、双鸞銜綬鏡に典型的な綬の簡略化された形とみられる。花枝（葉）等を銜える例も多いが、外区に施すようなより具象的な花枝の表現をとらないことから、銜綬のイメージを残したものと判断したい。

外区については、唐鏡の双鸞文系・鳥獸迴旋文系の殊に八稜（花）鏡において普遍的にみられる花枝（葉）・雲・蝶のうち、前二者が認められる。八稜（花）鏡におけると同様に円周を八分割して、花と5点のみのものとの2ヶ所分が残存する。その間に雲様のもの（渦巻も雲とみると全体に雲文で満たされることになる）という風に、唐鏡例の雲文とはその配置・図柄共に全く異質である。ただ、確かに唐鏡例の雲文の存在をイメージとして有していた上で製作されたとする程度の在り方ではある。

花は、小5円点で花芯・花弁を表現した、簡潔にして明解なものであるが、全く同一文という例は唐鏡においては見出せない。花弁を小円点で表現する場合、鳥獸花文鏡や花虫八角鏡等の内・外区に茎上部が左右に分かれて反花となり、蕾と4点で表す花、或いは双方に4点で表す花を付けるものが多い。單花の場合、双鸞文系の外区においては多くが蕾状で、花弁を大きく広げるタイプは殆んどみられない。しかし、唐初作とされる月宮龍虎鏡内区には、花芯1点と花弁6点で表現するものもあり、花表現の簡便法として小円点を用いる方法そのものは唐鏡中にかなり多くの例を見ることが出来る。しかし、本鏡においては、5点が花のみでなく、そのすぐ内側の内区と、1%間隔の外区に同様に施文される。文様配置の便宜の為の一種の目印としたものであろうか。

地文を網線で表現する場合、唐鏡及びそれ以降については、海磯文鏡・双魚文鏡等にみられる如く、海・河等の水（波・渦・流）を表すもののみ散見し得るのであり、本鏡例は全く異例と言わねばならない。

鏡式の検討 以上、個々の文様についての検討を踏まえた上で、全体の文様構成・製作技法等による本鏡の由来を垣間見ようと考えるが、何よりも断片であるが為に、断言し得ない類であることが悔やまれる。

まず、内区の鳳形は、唐鏡に普遍的な、鏡を挟んで向かい合う配置をなす双鸞形の一方のものではない。鳳（鸞）形とすると、鳥獸花文鏡等の鳥獸迴旋文のタイプに比定される。また、双鸞文鏡のモチーフをより忠実に残すと仮定すれば、向かい合った双鸞の中央上方に綬を銜えて飛翔する鳥類を配する例があり、この可能性も残る。或いは、この鳥を鸞（鳳）と限定せずに、長尾であることをから鶴類とみれば、鶴・雙鶴・双獸（龍・麟・猿狹等）双鳥文鏡等の鳥獸迴旋文・双鸞文系の一類とすることもできる。

孰れにしろ、全体として鳥獸迴旋文を原型としており双鸞文系の影響も否定出来ない。類例をみない細線文等の技法的な面でも疑問点は残すが、時期的にも後述する如く和鏡の成立以前であり、「唐式鏡」の範囲に含まれ得るものと考える。

製作地と年代 製作地については、背見に触れる限り、舶載唐鏡及び中国铸造とされる唐鏡に類例を見出しえず、このことから踏返唐式鏡も現状では考えられず、模倣唐式鏡の可能性を考えてよからう。良好な白銅質である点等から、中国製とする説も捨て難く、我国を含めた中国周縁地域の孰れかとする憶測も行なわれていることを付記するに留めたい。製作時期については、当木棺墓副葬黒色土器から9C末～10C初頭の年代が与えられており、中国に於ける唐の間、それも、文様の簡略化等を考慮して盛唐期を含めた後半代が考えられよう。

仮器の副葬 鏡断片という視点からの、本邦唐式鏡出土例は、経塚出土例の若干を除き、古墳を含めて埋葬遺構副葬例は殆んど見られない。当該時期の鏡片の副葬という点からは全国的規模で行なわれた節は無いといってよい。ただ、鏡に限らず、副葬品の一部打ち欠き・穿孔等の仮器に転ぜられたものとして視野を広げてゆくと、近隣に若干の例がみられる。大宰府周辺地帯で、太宰府町君畠第14号墓（土壤墓・須恵器平瓶口頭部打ち欠き）、筑紫野市劍塚第1号木棺墓⁽¹⁾（釘使用・須恵質長頸壺口頭部打ち欠き）、同劍塚2号木棺墓（灰釉長頸壺口頭部打ち欠き）、同劍塚4号木棺墓（白磁碗半裁品）等の例が認められる。奈良末～平安前半期にこのような副葬品の中でも主たる品が仮器に転せられ副葬されるという習いが当地域に行なわれたことが覗えよう。本鏡片は、この風習の1例として、偶々主たる品である鏡の断片副葬という形をとったものと考えたい。

以上、若干の考察も試行錯誤に終った感が強く、浅学を恥じるのみである。今後の唐式鏡研究の発展を期待して、更に、類例の発見を熱望するとともに、諸学の御教示を切に乞う次第である。

注

- (1) 本村豪「大和・高取町松山古墳出土の鉄鏡について」MUSEUM 第340号 1979年7月 この論文中に、鐵鏡背面付着漆状顔面についての諸氏の觀察記録が記され、中野政樹氏の「曾の一部」説も紹介される。
- (2) 宮小路賀宏「津古内塚遺跡 第3次（遺物篇）」福岡県教育委員会 1972 黒色土器編をはじめ、土師器類・鋳銅製鉢とともに瑞花反鳳八瓣鏡一面が副葬される。
- (3) 梁上裕「巖窟藏鏡」第三集 1941
なお、唐式鏡については、註に掲げたもの以外に正倉院御物に関する各書、及び下記の図録等を主に参照した。
・後藤守一「古鏡聚英」下篇 東京堂出版 1977
・「西清古鑑」卷四十目録 1749
・「重修宣和博古圖錄」卷二十八・二十九・三十
また、本文で使用した鏡式分類名等は中野政樹氏の下記論考に主に従った。
・「奈良時代における出土・伝世唐式鏡の基礎資料および同鏡の分布とその鑄造技術」東京国立博物館紀要 8. 1973
・「奈良時代の鏡(1)～(9)」MUSEUM 145～165
- (4) 唐式鏡の鏡背文様を有するという大きな意味で把える。後藤守一「本邦出土の唐式鏡」考古学雑誌21～12 中野氏も舶載唐鏡・踏返唐式鏡・模倣唐式鏡全てを含み、和鏡への規化以前のものとして把える。
- (5) 前川威洋・新原正典「福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告第7集」福岡県教育委員会 1977
- (6) 中間「九州縱貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告XXIV」福岡県教育委員会 1978 宮ノ本遺跡は劍塚遺跡の西北西 700m の至近に位置する。
(中間研志)

[2] 遺構のまとめ

(1) 古墳群について

① 立地

方形周溝墓などを含めた古式古墳の立地については、集落との近接、分離、隔絶などの位置的関係や、古墳の営まれる土地の相対的な高低による視覚的なあり方などの外的条件の有無を検討していく必要がある。宮ノ本古墳群の場合は集落とは分離し、かつ平野部からは仰ぎ見るような高位の占地が想定されうるところから、ほぼ同時代の那珂川町油田古墳群¹¹⁾、炭焼古墳群¹²⁾などの例に類似すると考えられる。このような古墳群の背景を考慮すると、南東側に面する平野部にこの時期の集落を想定されうる。

② 墳丘と周溝

1、6号墳については盛土と削り出しとの併用によるが、盛土は版築状を呈することなく簡単な積み方に古墳のものとはやや異なる特徴がある。他の古墳は削平されているので基本的構造については明白でないが、2号墳の他は削り出しを行なって墳丘を築いており、1、6号墳と同様な構築法を推定することができる。また平面形は方形を呈するものが多いことも特徴的である。周溝については2号墳に明確な区画が認められるが、3~4号墳の間は屋根線上を直角に掘り切りすることによってそれぞれの区画を設けている点で、低地に多くみられる方形周溝墓の群集状況と相通する点がみられる。

③ 主体の構造

箱式石棺、木蓋土壤墓、木棺の各様のものが用いられており、この点では油田古墳群、筑紫野市古劍塚古墳群などと同様な様相を呈する。比率の点では箱式石棺の占める割合が多く、先行的な要素を残している。1号墳第1主体と6号墳主体に使用された泥板岩質の石材は、周辺地域に産出するものではなく他の地域から運ばれてきたと推定される。その推定が正しいものであるならば1、6号墳の造営時期が近接していた可能性も考えられる。1墳丘に複数の主体を持つ1、5号墳や追葬された6号墳は家族墓的である。また墳裾部への他主体の造営については、1号土壤墓と3号墳の間にこの可能性があり、3号墳主体部が割竹形木棺である点についても若干の異質な点をあげることができよう。

④ 年代

4、5号墳の周溝および6号墳で出土した土器について年代を検討しうるが、点数が少ないので一部の器形について比較するにとどまる。古式土師器のまとまった資料としては比較的近い地域の春日市柏田、下原などのものを参考にすることができる。以下に個々の土器について比較を行なう。

壺……柏田の壺A、および壺Cに共通する特徴を有している。

小形丸底壺…柏田の口縁部が短かい小型丸底壺Aあるいは下原の小型壺B、Cに類似する。

鉢…口縁部の特徴は柏田の小形丸底壺B（いわゆる壇といわれるもの）と共に通する。

器台…類例は少ないが奈良県橿原市趣向遺跡など中国、畿内地域で認めることができる。⁽¹⁶⁾

他に4号墳周溝内では外面にらせん状のあらいタタキ目をもつ土師器片がある。

これらから土器は柏田II～IIIを中心として下原に下るものと見なすことができると考えられる。柏田II～IIIは畿内の布留式の古手のものに、下原は布留式の段階に考えられており、古墳の造営時期を実年代のうえでは5世紀前半を中心としてそれより前後した巾を考えることができる。⁽¹⁷⁾

④ 副葬品

5号墳第1主体に珠文鏡1、1号墳第2主体にガラス小玉を有するのみであり、近接した地域にあって三角練神獸鏡を副葬する筑紫野市原口古墳などの内容とは著しい差を考えねばならない。ただし珠文鏡としては那珂川町恵子若山古墳の例と同様に、やや古手に属するものである点に興味をひかれる。

（2）窯跡について

① 立地・構造

窯跡は3基確認されたのみで群としての構成規模は小さい。またスサ粘土などもみられず窯の改修を行なった様子もみられないため、短期間の操業であったと思われる。構造的には2、3号窯が割り抜き式の無段登り窯であり、窯の全長が著しく小型である点も特徴的で、太宰府町長浦窯にも認められる。7、8世紀には窯が小型化する傾向も指摘されている。⁽¹⁸⁾

② 遺物と年代

器種は坏壺、壺が大半をしめ、碗、甕、壺が若干出土している。これらには窯印が殆どなく前代とはやや異なる点も認められる。須恵器の編年について小田氏の型式を比較すると、1号窯はVI b、2、3号窯はVI cの型式に相当する。3号窯の灰原にはVIIに下る混入品と思われる破片も少量あるが、未発掘の部分も多いため、下層にVI cの単純層を検出できる可能性も残されている。同時期の資料として長浦（VI b）、塚ノ谷1号（V～VI a）、同2号（VI b、c）、三助山（V～VI c）、牛焼谷（VI c）、平田B地点2号（VI a）などの各窯跡、また大宰府政府最下層の第I期建物整地層（VI b、c相当）などがあげられる。これらのうち長浦窯はまとまった一型式として捉えられるが、他は混在して数型式に及ぶものが多い。宮ノ本窯跡群の各窯は一括の型式を示す良好な資料である。1号窯と2、3号窯のものでは坏壺の形態に差があり、壺には大きな差異は認められない。坏壺のVI c型式のうち口縁を長く屈折するものと、断面3角形をなすものは形態的に分類できるが共存する場合が多くみられる。これらVI型式の実年代は7世紀後半に比定されており、さらにa→b→cへの変遷を細分して考えている。したがって1号窯は7世紀後半のうち古手のものに2、3号窯は

7世紀後半の新期のものに考えることができよう。

(3) 墓について

① 立地

時代によって占地の一般的なあり方にも差異が指摘されるが、古代墳墓の例については平地での立地は少なく、丘陵頂上、斜面あるいは台地上が多く、中でも南斜面の占地が多いようである。宮ノ本墳墓群についてもこのような傾向にあり、背後に埋葬地の選択にあたって一定の指向的風潮を肯定する可能性も考えられよう。中国、四国地方の例では大河川の流れを望む地、古代寺院、官衙跡の周辺、駅館付近に多いなどの傾向が指摘されており、さらに風水思想にのっとった埋葬地の選定と関連させる意見もある。なお 646 年、書紀につたえる「薄葬令」によれば可耕地としての可能性が少ない荒蕪の地を埋葬地と定めている。

② 外部施設

1、2号墓は外部施設が明確に存在する点で貴重である。1号墓は買地券に「買給方丈地」とあり、1丈(3m)四方の土地を墓地とした推察も可能だが、一辺約2mの方形外部施設とは実数の上で異なる。古代墳墓の外部施設は具体的に知られるものが少ないが、それらの中で類似例として岡山県唐白火葬墓をあげることができる。唐白火葬墓は一辺6mと4.5mの正方形列石壇を2段つくり若干の封土を有し、中央に石櫃を置く。列石の2面に溝を有し、他の2面は30°の勾配面をつくっている。明らかな方形墳丘状の外部施設は少なく、たいていのものが円墳状や不整形の墳丘として報告されている。前述の「薄葬令」には墳丘の造営規模を方何尋と規制しているところから、このような規定にもとづく墳墓については方墳状の施設を推定できる。ただし令の規定そのものは現実的でない点も多く指摘されており、通念上の様式にこれらのどこまでの点が加味されているのかを検討する必要があろう。なお参考のために外部施設の例を下記に取りあげる。

- (1) 佐賀県稻差墳墓…径4m、高さ1mの封土が推定される。
- (2) 高知県野神墳墓…15cmの河原石を径1mの円墳丘に積み上げる。
- (3) 奈良県太安萬侖墓…径4.5mの円墳。
- (4) 同 小治田安万侖墓…長軸7.5mの版築を行なった不整形墳丘。
- (5) 同 僧道墓…小封土。
- (6) 同 美努岡万墓…小封土。
- (7) 京都府小野毛人墓…石室を覆う程度の墳丘。
- (8) 同 宇治宿禰墓…小封土と推定。
- (9) 千葉県市原市柿ヶ崎町立野金出古…径6m、高さ2mの不整円墳。
- (10) 同 木更津市江川惣野神社境内…径12尺、高さ3尺程のマウンド。

(3) 主体部

墳墓4基のうち1、4号墓は火葬墓、2、3号は土葬（木棺）墓であり、埋葬様式にもそれぞれバラエティを持っている。

1号墓は木櫃を使用したと推定されうる。古代の木櫃については墓誌を伴なった次の3例が知られる。

(1) 大阪府石川年足墓⁹⁹…身側板2、蓋板1が残る。長さ32.2cm、高さ13.5cmの長方形板材を納組みしたもので銅釘15本を使用する。

(2) 小治田安万侖墓…1木を割り抜いて蓋と身とに分け、直方体の合欠きの印籠造りとしている。高さ23.9cm、縦43.9cm、横32.4cm。

(3) 太安萬侖墓…木櫃は残存しないが木炭桼から高さ30cm程と考えられている。

宮ノ本1号墓については残念ながら寸法、形状などを知りうるものではないが、少なくとも金属製釘などを使用した櫃ではない。

2号墓は木炭桼的な木棺墓である。土壤の壁は焼けていないので、木炭は火葬に使用したものではなく明らかに防湿の目的で棺を包んだものである。従来の例では火葬墓の藏骨器の周囲を木炭のほか焼土塊、玉石、砂、貝殻などで充填したものが報告されているが、本例のように土葬墓に伴なう例もある点で注目される。なお防湿の目的として底面に石を敷く、埠を敷く、あるいは外容器を使用するなどの例もあげられる。土葬墓については墓誌を伴なった船首王後墓や小野毛人墓にも認められるところであり、当時の社会中流階級以上にも依然として取り入れられていたと推定される。宮ノ本3号墓の副葬品をみても、とうてい一般の人々の墓とは考えられない。

(4) 副葬品

買地券および鏡片については前項に詳細な論証があるので、ここではくり返し述べることはしないが、その他の2、3の点をとりあげたい。

墓誌の出土状態には櫃内に入れる場合と、櫃の外におく場合が見られる。外におく場合は

- (1) 小治田安万侖墓…木櫃の外側。
- (2) 文彌磨呂墓⁹⁹…銅箱に墓誌を入れ、藏骨器と別々に埋納。
- (3) 石川年足墓…櫃の上に置いたものか？
- (4) 宇治宿禰墓…石櫃の外に副葬したのか？
- (5) 太安萬侖墓…木櫃の下に表を下にして置かれる。

その他神奈川県川崎市野川南耕地B地点では藏骨器の横にねかせた状態で長方形鉄板（墓誌ないし買地券相当のものか）が出土している。

次に藏骨器の中に入れるものでは、

- (1) 伊福吉部徳足比売墓…石櫃の中に入れたものか？
- (2) 僧道墓⁹⁹…須恵器壺の中に墓誌と骨片を収める。
- (3) 僧行基墓…銀製合利瓶が銅筒（墓誌銘あり）の中に収められ、さらに銅筒と八角石筒に入る。

ところで本例で問題となる買地券の出土状態については、櫃が残っていないためにその内外の2つの場合を考えねばなるまい。買地券は下端から22cmおよび29cm上のところで折れ曲がった形跡が

見られた。そこでこの屈折部が棺の外に添えられて埋められた際に生じたと仮定すると、棺は買地券の南ないし北側の壙内空間に存在した可能性が強くなり、かつ巾30~40cm、高さ20~26cm前後の横を想定することも不可能ではないであろう。

2号墓の棺内で出土した綱状漆製品の実例としては、平城宮跡SK 219、820、870の出土品があり、これらは編み目間隔が0.3cmで、正倉院御物と比較して冠の破片と報告されている。しかし本例については編み目が細かいために検討の余地がある。

3号墓の黒色土器の副葬位置には、棺の中心軸線上である点と、全長2mにおよぶ棺の木口から0.7mのかなり内側に入ったところであるという点があり、遺体が屈肢葬をとったと考えない以上はやや不自然な感じを残す。中世の木棺墓例であるが、大宰府史跡SX 863、864¹⁰では棺の蓋上に供獻された土器は、蓋の腐蝕により棺内に落ちこんでいたが、鉄刀、銅錢などは最初から棺内に副葬されたものであった。この例をもって黒色土器が棺上に供獻されたものであるという断定を下すことはできないが、可能性もあるという疑問にとどめておきたい。

⑤ 年代

各遺構ごとに述べる。

(1) 1号墓 遺構の切り合いの上では後述する4号墓より新しく8世紀中頃以降という漠然とした見解をえるにすぎない。いっぽう買地券の文内容の検討が行なわれており、新しい見解も生じている。¹¹すなわち文は正確な漢文でなく和漢折衷的な部分もある事。文中の「好雄」という人名について、「一雄」という人名は8世以前には殆んどなく、「好」字が人名に用いられるのは9世中頃以降である事。以上のように年代的には9世紀中頃以降とする見解である。考古学的には以下に述べるような各墳墓の年代観から、これら一連の墓地は8世紀中頃~10世紀前半にかけて造営されたと考えられるので、1号墓の造営時期をこれ以上に狭めることはできない。したがって上記の新しい年代観を有力な見解として注目できる。

(2) 2号墓 出土した土師器の環aの法量、手法を大宰府近辺における土器編年と比較して年代を推定できる。¹²これによると環aは(I) SE 400、SE 1340、筑前国分寺跡 SK 053と類似するもの(Fig 32, 1~3, 6)と(II)大型で深く(I)より古手の可能性があるもの(Fig 32, 4~5)に分けて考えられる。皿は法量・手法、体部の特徴からやはり前記の(I)と同様であると思われる。また須恵器环蓋の口縁部は退化的であり(I)に伴なうものと類似している。SK 053、SE 1034は8世紀末~9世初頭に、SE 400は9世紀初頭に比定されており、以上から2号墓は8世紀末~9世紀初頭と推定されるが、(II)の点から8世紀後半にさかのぼりえると考えられる。

(3) 3号墓 黒色土器は体部の特徴からみると、先の編年上ではSK 674以降ではなく、少なくともこれより1段階前と考えられる。体部の特徴は筑前国分寺塔跡土壤1出土品に共通するものがある。形態、法量を土師器の環aと比較すると筑前国分寺SK 045に近似するが、器種が異なるので同一基準で比較はできない。SK 674は10世紀中頃、土壤1はSK 678とSK 674の間に属し、SK 678は9世紀後半、SK 045は9世紀中頃にそれぞれ比定されている。したがって以上を演説すると9世紀後半~10世紀前半にかけてのものと推定される。また前述の土師器環aとの比較をとり

入れると9世紀頃までさかのぼる可能性がある。

(4) 4号墓 無頭壺は廿木市池ノ上3号火葬墓の藏骨器と類似点がある。⁹⁹これは8世紀中頃に比定されている。

さて、墓地の構成順序として前述した年代観をそのままあてはめると4号墓がもっとも古く、次いで2号墓がつくられ、後に1号墓ないし3号墓が前後して、あるいは同時につくられたと推定できるであろうが、(I) 1号墓には他と比較しうる土器がない。(II) 4号墓土器の時間的な巾の可能性、また類似例の不足。(III) 1号墓と3号墓の前後関係は不明。など(I)～(III)の検討を要する点があり、上記の構成順序を可能性の1つとするにとどめておきたい。

これらの墳墓は8世紀中頃～10世紀前半にかけて営まれた当時の中流以上の階級に属する一族の墓地として捉えられよう。

(4) その他の遺構について

S X01は壊dの存在から前述した編年の上では大宰府史跡S E 1081, S K1084に相当する時期と思われ、8世紀後半に比定される。

S X02は壊a, bから8世紀後半と推定される。

S X04の小皿は法量、手法の上で大宰府史跡S D 1330, S D 860, S E 225, S K1204などのものと類似し11世紀後半～12世紀前半に比定される。

S X06の須恵器壊は小田氏のVI a, bに相当し7世紀後半に比定される。

S X07は瓦から平安時代頃と推定される。

S X10の須恵器壊蓋は小田氏のVI cに相当し7世紀後半に比定される。

S K12の須恵器は小田氏のVI cに相当し7世紀後半に比定される。

S X14は出土遺物から7世紀後半と推定される。

註

- (1) 渡辺正氣ほか「油田古墳群」『福岡県文化財調査報告書』第42集 福岡県教育委員会 1969
- (2) 柳田康雄ほか「炭焼古墳群」『福岡県文化財調査報告書』第37集 福岡県教育委員会 1968
- (3) 石山巣ほか「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告」X X IV 福岡県教育委員会 1968
- (4) 井上裕弘ほか「山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告」4下巻 福岡県教育委員会 1977
- (5) 同 " 同 " 3 同 1977
- (6) 奈良県立考古博物館「むら、まつり、こふん」 1976
- (7) 井上裕弘氏のご教示による。
- (8) 島田寅次郎「異例の古墳」『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』10 1935
- (9) 岩崎二郎ほか「恵子若山遺跡」恵子遺跡調査会・東洋開発KK' 1975
- (10) 高橋章ほか「向佐野、長瀬古跡の調査」『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』VI 福岡県教育委員会 1975
- (11) 小田富士雄ほか「立山山系跡群」『八女古窯跡群調査報告』IV 八女市教育委員会 1972
- (12) 前掲註99

- 03 前掲註00
- 04 小田富士雄ほか「塚ノ谷窯跡群」『八女古窯跡群調査報告』I 八女市教育委員会 1969
- 05 前掲註00
- 06 前掲註00
- 07 坂詮秀一編『筑前平田窯跡』雄山閣 1971
- 08 大宰府史跡第1、6、15、41次などで検出されている。
- 09 石田茂作編『仏教考古学講座』第7巻墳墓 雄山閣 1975
- 10 斎藤忠「墓誌を伴う奈良時代の墳墓について」『先史学研究』13
- 11 三上次男、植崎彰一編『日本の考古学』Ⅳ歴史時代下 河出書房 1967
- 12 前掲註09
- 13 前掲註09
- 14 文化庁文化財保護部『月刊文化財』 1979-12
- 15 前掲註09
- 16 飛鳥資料館『日本古代の墓誌』 1977
- 17 前掲註09
- 18 前掲註09
- 19 前掲註09
- 20 前掲註09
- 21 前掲註09
- 22 前掲註09
- 23 前掲註09
- 24 小学館編『図説日本文化の歴史』(3)奈良 1979
- 25 前掲註09
- 26 前掲註09
- 27 前掲註09
- 28 前掲註09
- 29 前掲註09
- 30 前掲註09
- 31 前掲註09
- 32 前掲註09
- 33 前掲註09
- 34 前掲註09
- 35 奈良国立文化見研究所編『平城宮発掘調査報告』II 1962
同 「 同 」 Ⅲ 1976
- 36 石松好雄ほか「大宰府史跡昭和51年度発掘調査概報」九州歴史資料館 1977
- 37 岸俊男「太宰府出土の〈買地券〉」(毎日新聞1979年12月8日夕刊)
倉住靖彦「太宰府出土の買地券」『ふるさとの自然と歴史』 1980-3
- 38 横田賀次郎・森田勉「大宰府出土の輸入中国陶磁器について」『九州歴史資料館研究論集』4 1978
森田勉・高橋章ほか「筑前国分寺昭和52年度発掘調査概報」福岡県教育委員会 1978
石松好雄ほか「大宰府史跡昭和52年度発掘調査概報」九州歴史資料館 1978
- 39 森田勉・高橋章ほか「筑前国分寺昭和51年度発掘調査概報」福岡県教育委員会 1977
- 40 橋口達也ほか「池ノ上墳墓群」『甘木市文化財調査報告』第5集 甘木市教育委員会 1979

(山本信夫)

PLATES



遺跡遠景（南東から）



遺跡近景（南西から 後の山は大野城跡）



1号墳発掘前（南東から）



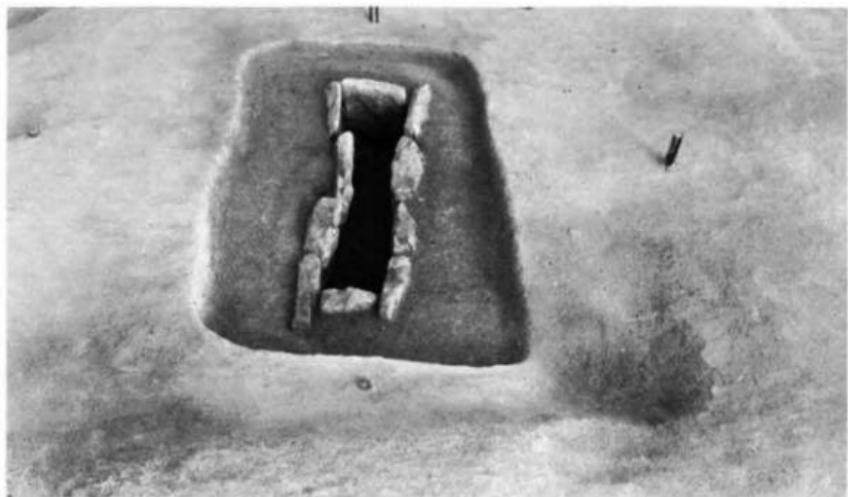
1・2号墳（北西から）



1号墳第1主体（西から）



1号墳第1・2主体（西から）



2号墳主体（西から）

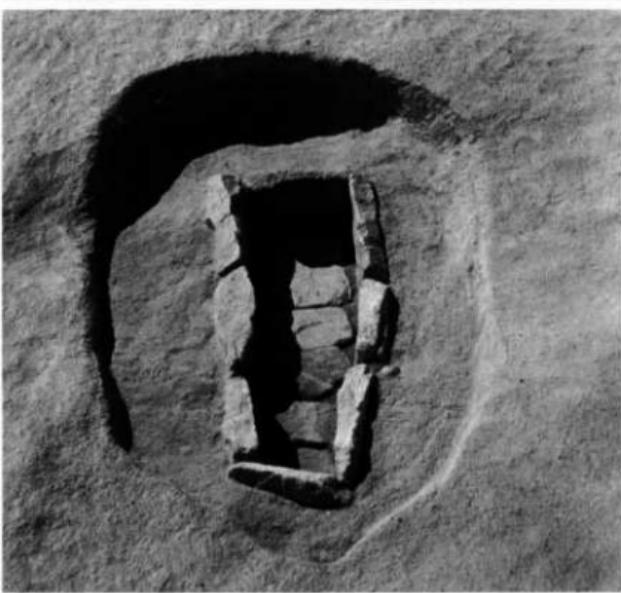


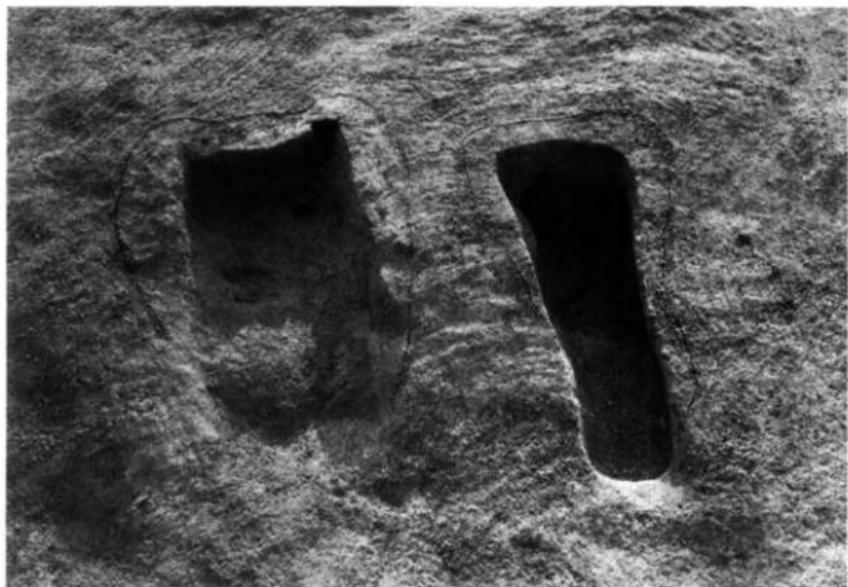
3・4・5号墳（北東から）

3号墳主体（南から）



4号墳主体（北東から）





(左) 5号墳第1主体 (右) 同第2主体 (北東から)



5号墳第1主体鏡出土状態 (南東から)



6号墳発掘前（南西から）



6号墳主体（南西から）



6号墳主体人骨出土状態（南西から）



1号石棺墓（西から）



1号土壙墓（北東から）



西南側斜面近景（西から）



(上) 1号窯（北から）



(左) 2号窯（南から）

(右) 3号窯（南東から）



(下) 1号住居跡（北から）





墳墓・窯跡群（南から）



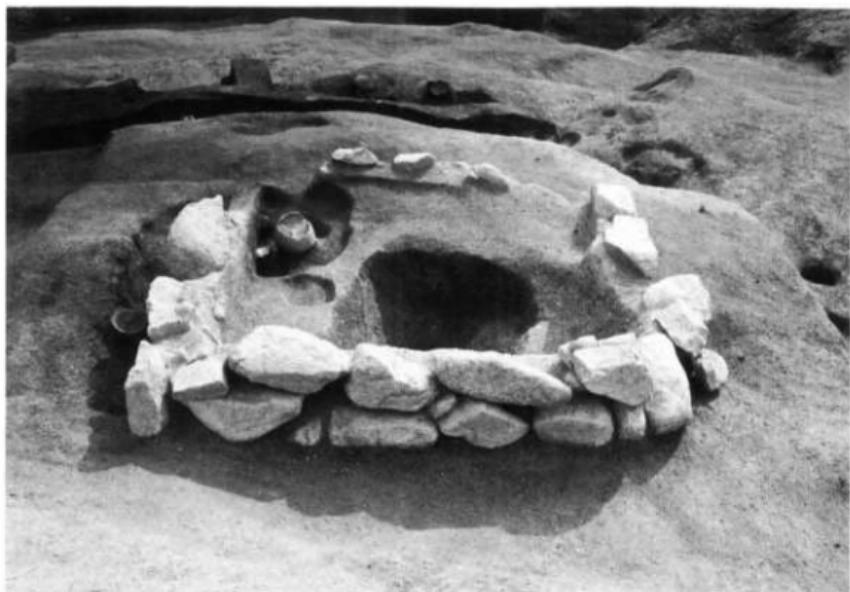
墳墓・窯跡群（東から）



1号墓外部施設（北から）



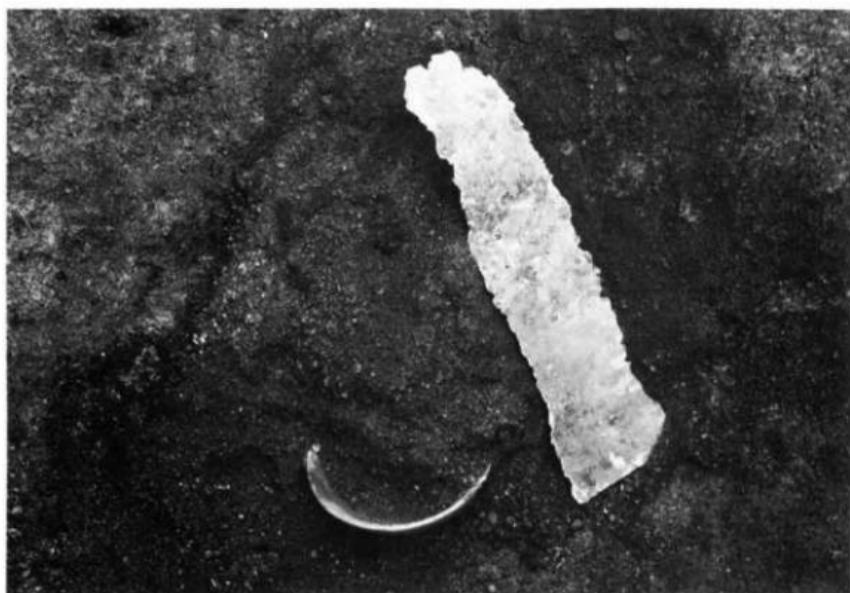
1号墓外部施設（東から）



1号墓主体（北から）



1号墓主体（東から）



1号墓賈地券出土状況（南西から。下方の土器は別の遺構 S X 06のもの）



1・2号墓（東から）



2号墓（北から）



2号墓主体鉄刀出土状態（東から）



2号墓主体土器・木炭出土状態（北から）



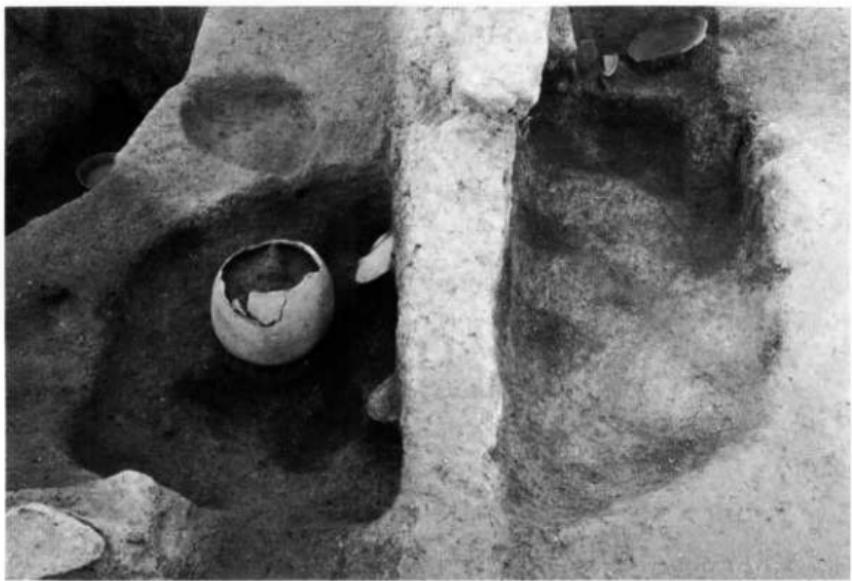
2号墓主体完掘後、S X 15（東から）



3号墓土器・鏡片出土状態（北東から）



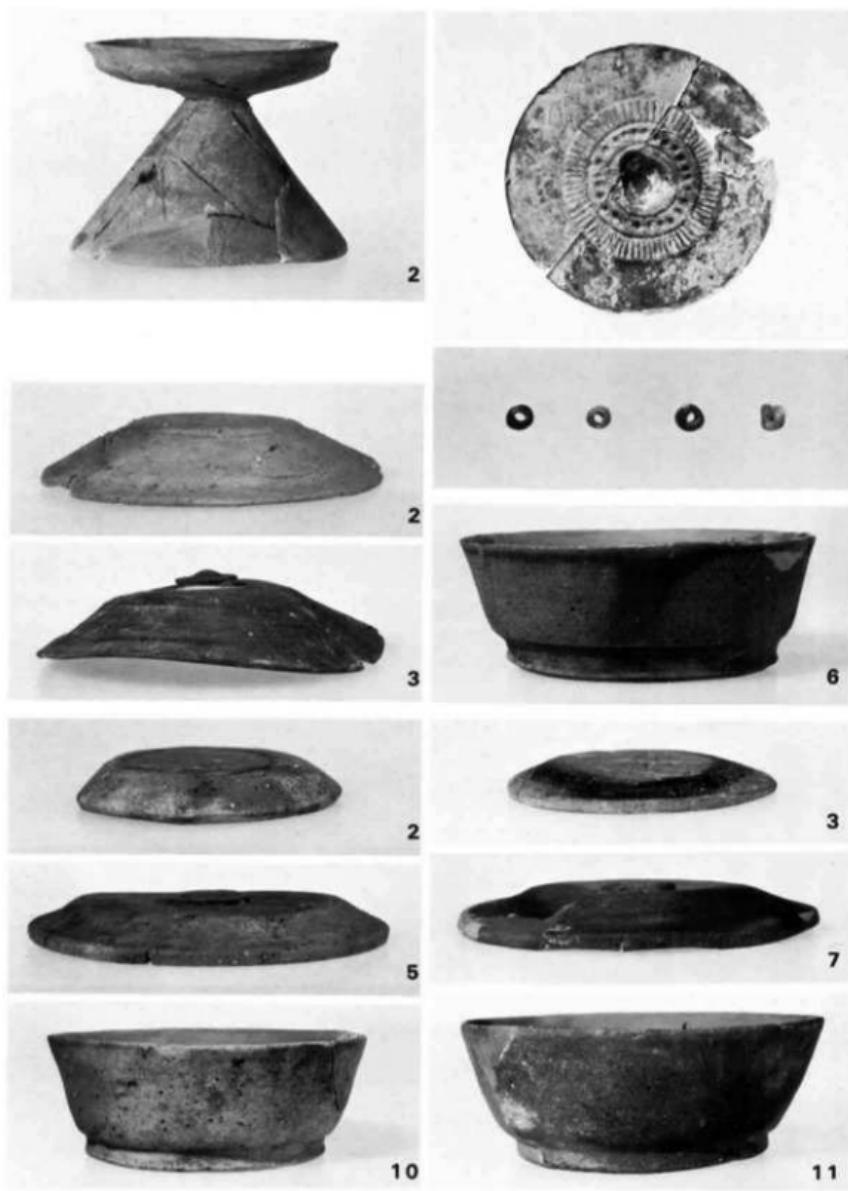
3号墓主体（南西から）



(上) 4号墓（南から）



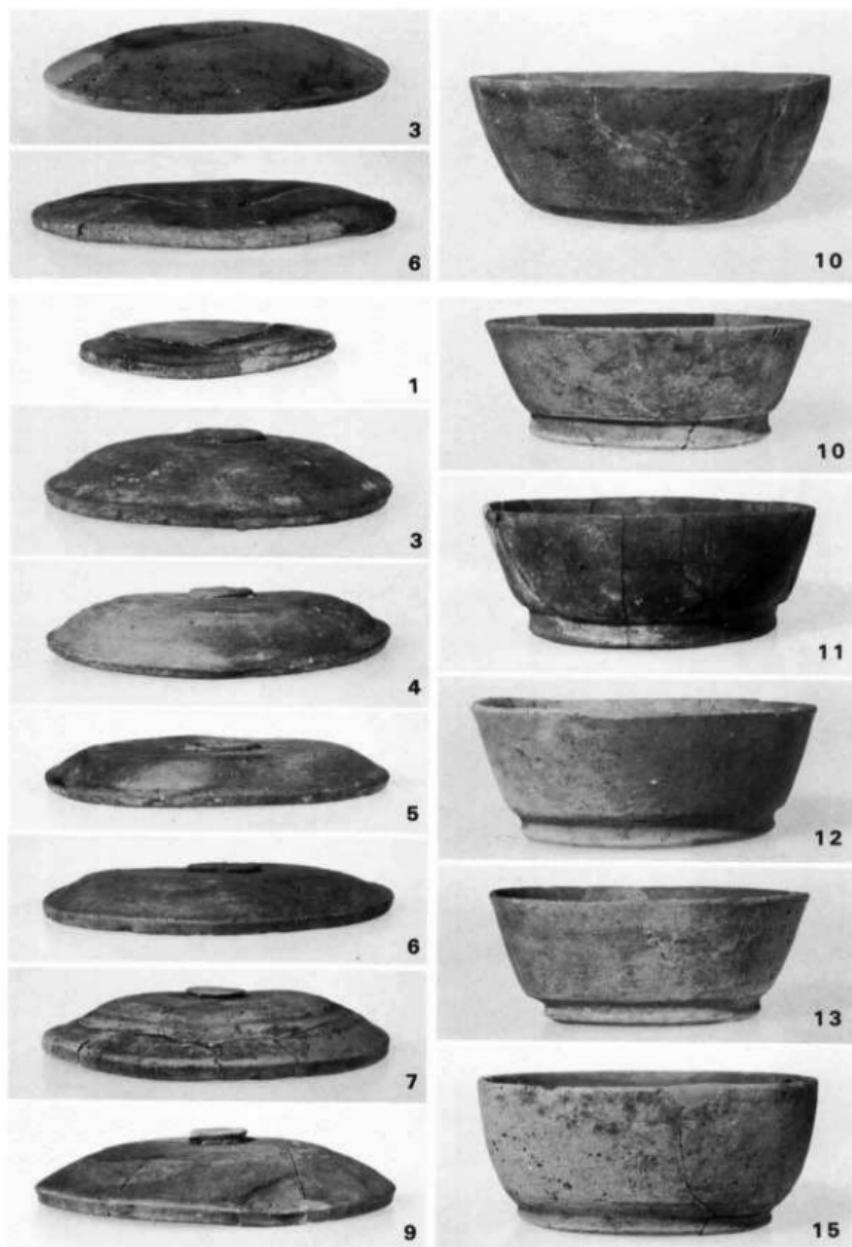
(右) SK12土器出土状態（西から）



古墳群出土遺物 (上)

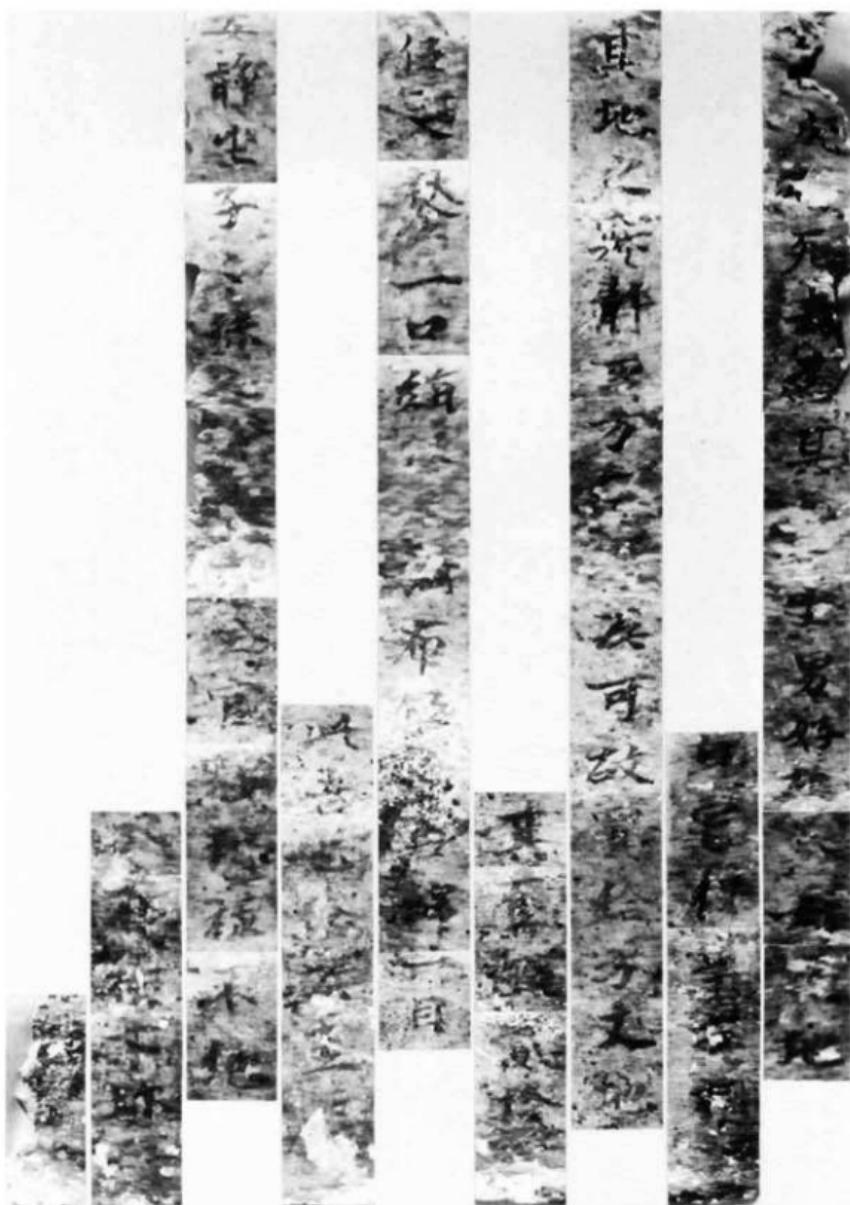
1号窯出土土器 (中)

2号窯出土土器 (下)

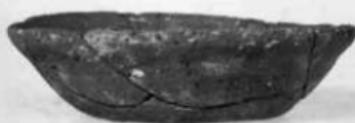
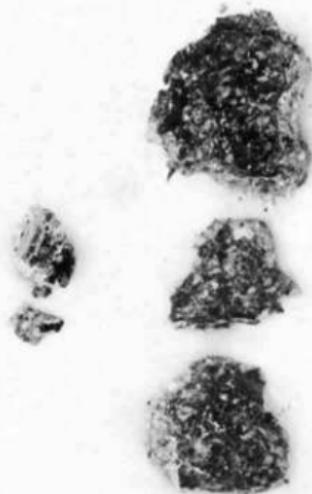
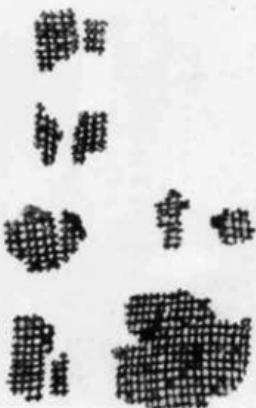


3号窑出土土器（上）

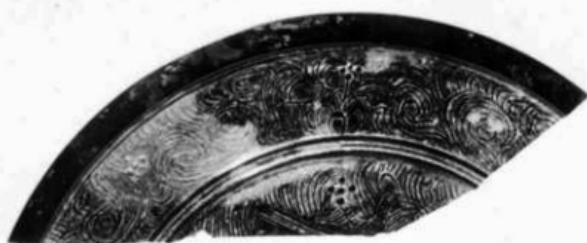
SK12出土土器（中·下）



1号墓出土買地券赤外線テレビ部分撮影



2号墓出土網狀漆製品・漆片・土器



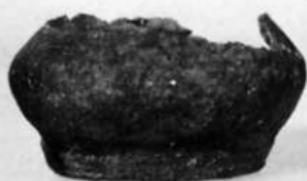
3号墓出土鏡片



3号墓出土土器



4号墓藏骨器



1



2



3



8



4



9

その他の遺構出土土器

宮ノ本遺跡

太宰府町の文化財 第3集

昭和55年3月31日

発行 太宰府町教育委員会

福岡県筑紫郡太宰府町大字祇世音寺

印刷 赤坂印刷株式会社

福岡市中央区大手門1丁目8番34号